

令和元年 12 月 10 日 (火曜日)

(会議第 2 日目)

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番	澳 本 哲 也	11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	宮 川 茂 俊	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	尾 崎 憲 二
健康福祉課長	川 村 一 秋	農業振興課長	宮 地 丈 夫
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 文 明
建設課長	森 田 貞 男	会計管理者	小 橋 智 恵 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 沖 美 佑

議 事 日 程 第 2 号

令和元年12月10日 9時00分 開議

日程第1 陳情第11号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和元年12月10日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第1、陳情第11号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択についてを議題とします。

なお、陳情第10号は審査未了に、陳情第12号および13号は継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

これから、委員長報告を行います。

陳情第11号について、委員長の報告を求めます。

産業建設厚生常任委員長、澳本哲也君。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

おはようございます。

それでは、当委員会に付託された陳情第11号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の採択について報告をします。

加齢による難聴は日常生活に不便を来し、充実した日々が送れないといったこととなります。委員会で調査をした結果、補聴器の価格が3万円から100万円と幅が広く、一番売れているのが20万円から30万円だそうです。保険適用もなく、実費での購入は低所得者には負担がかなり大きく、配慮が必要になってくると思われます。

で、現在、このような補助金制度はなく、当委員会として創設が必要だということで、全会一致で採択することになりました。

以上、報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

陳情第11号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

陳情第11号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承をお願いします。

陳情第 11 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 11 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

10 番 (澳本哲也君)

それでは一般質問を行いたいと思います。自分はちょっと病み上がりでして、ちょっとまだ体調が十分ではありません。簡素に質問したいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

今回、私は漁業振興について一つだけ質問をさせていただきたいと思います。

とにかく漁業を取り巻く環境は、年々ほんとに厳しくなっていると感じていますし、町全体でもそう思っていると思います。漁獲量の減少や魚価の低迷など、漁業者にとってほんとに厳しさが増してきている最近だと思っております。特に、カツオの一本釣りににはアニサキスの問題で単価が上がらない、魚が釣れない、魚がおっても沖へ行くしかない、そうなるとうち経費がかさむ、といったほんとにダブルパンチ、トリプルパンチといったような状況にあると思われまふ。そして、今月 23 日からはずね、またシラスウナギの解禁も待っております。シラスウナギもここ最近ほんとに漁が少なく、収入の方もほんとに少ないような状況が続いております。

そして、何といたっても漁業の後継者の問題には、町としても本格的に取り組んでおりますが、これからはますますこれに取り組んでいかなければならないと思っております。後継者の取り組みにより、高知県では年平均約 49 名が修了して確保しているということを知りました。町行政もさまざまな角度から支援事業を展開していると思っております。その成果と検証について質問させていただきます。後継者の育成、取り組みについてです。

漁業の場合、農業と違って生産物が見えないという現実があります。そして、命を懸けて獲物を追う、家族のために危険な仕事をしなくてはならないなど、漁業者になるということは相当な覚悟が必要と思われまふ。

そして、今現在、町内ではこれまで何名の後継者が誕生したか、現在の状況をお願いを致します。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

おはようございます。

それでは通告によりまして、後継者の育成、取り組みに関する質問にお答え致します。

入野地区では平成28年度までに1名の方が、そして平成29年4月から今年の5月までの間3名が、漁業技術習得研修を修了しております。そして、現在も、令和2年8月までの予定で1名が、この技術習得研修を受けているところであります。このうち既に研修が修了した4名の方は、独立および共同で漁業者として活躍しているところであり、順調に後継者として育てております。

一方、沿外漁業者の減少が著しい佐賀地区においては、本年4月から新しく組織化された高知県漁業就業支援センターにおいて、1名の方が就業支援事業研修を行っており、来年度も新しい研修生を受け入れる予定となっております。

一方、雇用型の短期漁業研修生は平成29年度、そして30年度とも3名の方が定置網にて研修を受けており、引き続きそれぞれの定置網漁業で就業されております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

4名、今やっているということで、一つ質問したいと思います。

この研修修了、期間終了してですね、この元研修生たちにほんとに問題点はないか。そういった相談窓口はきちっと整っておるかということをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、この研修を受けた後にはそれぞれ自立型で漁業者を営む場合ですね、現在、県の漁業就業者支援センターがございまして、ワンストップで、例えば漁船を借りたいときに、その漁船のリサーチいいですか、いろんな所に声を掛けながら、その漁船が気に入った漁船の大きさであるとか、規模、エンジン回り等、そういうものを探しながら、その漁業者、希望者に添った支援を、機器だけではなく制度資金も含めて、きめ細かく対応できるような仕組みが取られております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ほんとに大事なことで、希望者に添った窓口があるということですけども。

町として、漁協がまず、もちろん窓口になると思うがですけども、漁協から町にまた相談等がある場合は、きちっと相談は乗ってくれるということですよ。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

もちろん、例えば漁業者希望というところとで、町としてはその漁業のみならずいろんな、いわゆる住居の

問題とか、移住政策等とリンクしながら、さまざまな生活支援とかいうことも含めて相談に乗っていくようにしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

今、住居のことが出ましたけども、この住居の問題、これから新規で、U ターンじゃなしに I ターンでこちらの方に移住して第一次産業をやるというような人もいられるかもしれません。しかし、U ターンで家の仕事、第一次産業ですよ、をやる場合です、ほんとにこの住居の問題がほんとに深刻になってくると思うんです。

そうなった場合、今現在取り組んでおります、定住促進住宅をこういったものに活用できないかというのがあると思うんですけども、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

定住促進住宅の利用ということでございますが、定住促進住宅につきましては、物件の用意というタイミングもございますけれども、町外からの転入者に対しましてはご利用できるということになっておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

こういった住宅の問題、まだこれからいっぱいまだ出てくると思うんです、問題が。そういった場合ほんとに柔軟に、条例なんかはまだ自分たちなりに取り組んでいかなければならないなと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

そしてもう一つ、カツオ一本釣りのことについてです。ほんとにカツオ一本釣りも大型から 19 トンまであるがですけども、カツオ一本釣りもやはり、後継者の問題は深刻であるということを知っております。一番今、カツオ一本釣りで悩んでおるのが、外国人研修生が修了して一時帰国しますよね。そのときに、もう一度船に乗りたい、日本の船に乗りたいとなった場合、自分の希望は聞けないというようなことを聞いたんです。

できたらですね、自分の希望を聞いて、また今まで乗っていた船に乗りたいというほんとに外国人もおると思うんです。そうした場合、そういう制度はない。ほんとにそうなったら、やはり生産性の問題とか、やっぱりそういうことらあも影響してくるのでないかなと思うんですけども。どうかそういうことを町としても、まず県に、そして国に訴えていってくれたらなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まずカツオ一本釣りにつきましては、今議会にも関連予算を上程させていただいておりますが、非常に昨今の乗組員いますか、非常に高齢化も相まって、外国人実習生に依存しているところが多いところでございます。

現在、先の3年目を修了した方々が先日も帰国して、この新しくまた入国されて、この13日にまた入国式もあるわけですが、そうして一定の本町のカツオ一本釣りのいわゆる研修という形でありますけども、ほんとにこう雇用として従事していただいております。

技能実習制度の拡充がされまして、優秀な実習者については3号技能実習生ということで、4年目、5年目、移行できる制度があります。聞くところによりますと、3年目を修了したその方々が一時帰国はしなくてはなりませんけど、希望あればまたその船に乗って行くいう、技能生としてこちらまで帰ってくるという方もいますので、そういう本町としての受け入れ体制、そういうことをこれからも強力に推進してまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともですね、これほんとに喫緊の問題であります。どうにかその必要性を国なり県なりにも訴えていただきたいと思いますと思っております。

もう一つお願いします。過去一度、万行部落のことながですけども、漁業とラッキョウ耕作との兼業での後継者の取り組みを検討していくということを回答があったと思うんですけども、それはどうなっているんでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

漁業一本ではなかなか生計立てられないということで、いわゆる入野地区においては、農作物のラッキョウと深海はえ縄、あるいはシラスパッチとかいうところで、副業としてなりわいを、生計を立てている方がいるとお聞きしております。

現在、その後、本来ならば漁業一本で生計を立てて、通年を通して、そして端境期には実家の、あるいは親族のそういう農業に従事していただいて生計を立てるということは非常にこう大事だと思っております。

具体的なそれからの進ちょくはございませんけれども、これからも漁業者、関係者とともに、そういう検討をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ほんとに大事なことです。よろしくお願いします。

2番目にいきます。

漁法、魚種から見た取り組みと、なかなか難しい質問かもしれませんが。しかしやっぱりこういう角度からですね検証していかな、ならないかなと思います。

最近では、クロマグロの人口種苗の生産や国際的捕獲の制限などで、ヨコの漁も一日で終わってしまうというような現実もあります。カツオの一本釣りやマグロのはえ縄、そしてモジャコの病気など、さまざまな問題が見えてきている最近であります。

漁法から見えてくる問題、魚種から見えてくる問題、さまざまであろうと思いますけども、町としてこういった分析などは行っておるのでしょうか。

まず、ご質問します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ2の漁法、魚種から見た取り組みについての質問にお答えします。

まず、代表例として、沿岸漁業から3つほど例示させていただきます。

アカムツを対象とする深海はえ縄につきましては、現在キロ単価7,000円前後の高値で引き取りされており、流通に関しては順調に推移しております。しかしながら、資源の動向については不明りょうな部分が多いため、今後の漁獲状況に注視する必要があると考えております。

次に、モジャコ畜養に関しましては、安定的な資源確保と中間養殖におけるベコ病が近年発生していることから、その原因調査とその対策を県に求めており、引き続き働き掛けを行ってまいります。

次に、定置網漁業に関しましては、現在町内で3カ統稼働しており、平成30年度は537トン、1億2,000万円ほどの水揚げがありました。水産物を町内市場へ安定して供給することで、受け入れを町内市場へ引き寄せているものと推測されます。漁業全般にかかわる問題ですが、担い手不足が顕在化しているため、後継者対策の取り組みを今後も推進し、限られた海洋資源を持続的に享受できる資源管理型漁業へシフトする取り組みを模索する必要があると考えております。

また、平成30年度から、町単独事業として新漁業挑戦事業を開始し、新しい漁法、魚種の参画を促しており、入野地区において、ソデイカ漁が採択されているところでございます。当該事業、漁業につきましては、試験操業の段階を終了し、今年度からも商業ベースの操業3回を開始しており、本事業につきましても新たな漁法、漁業者からの申請を随時受け付けており、今後も事業の周知および利用促進を図っていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

課長の方から資源管理型漁業、ほんとに大変な取り組みだと自分も思っております。

9月議会でも取り上げたように、この放流関係、潜水業者から始まり、そして何年か前から当町ではアマダイの放流を行っております。

その計画ですよ、長い目で見た計画というのは町としてあるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、アマダイの放流につきましては、非常に沿岸域において、非常にこのアマダイは非常に高級なお魚でございます、キロ単価2,000円を越すというような単価でございます。そして、この幡東地域にとっては非常にこう砂地にすむ魚でございますので生育環境も適していると思っておりますが、平成28年度、29年度、それぞれ放流をしておりましたが、議会でもありましたように、平成30年度は、町、県外での調達ができずに、本年度、令和元年度に県外種苗を放流して、継続的な放流をしていきたいと思っております。やはり放流すると、いわゆる放流効果が生じるのはやはり3年目からといわれておりますので、これ引き続き、5年程度は放流しながら

資源調査を見ている、動向を見ることが非常に大事ではなからうかなと思っております。

一方、おとしから試験的にナマコの放流を入野地区と佐賀でやっておりますが、本格的には入野地区で開始をしたいと考えております。現在そのナマコが、アカナマコ、アオナマコ、クロナマコとありますが、この幡東海域で適正な、いわゆる環境に添うようなナマコが定着するのかどうか、まだ実証実験でございます、これも数年かけてモニタリング調査等をしてながら、そこで収益を得られるような、漁師の皆さんの協力関係を築きながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

ナマコ関係もほんとに、ナマコなんか聞いておると、順調に定着して育っているということを知りました。

それともう一点、入野の浜のハマグリです。ハマグリが大体昔はですね、一年中採っていたんです。潜水で。しかし、今現在、12月だけしか解禁してない。それが、ほんとに良かったと思うんですけども、爪ぐらいから、ほんとにちょっとした大きいぐらいが、なかなかかえってるというふうなことを聞いたんです、こないだ。

そういうことも一回、町として調査してもらってですね、この放流がほんとにまた効果があるんだったら、やっぱりハマグリも放流もやってもらいたい、そう思っているんですが。

まず、その調査をできないかなと思っておるんですけども、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

海洋森林長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

ハマグリは再調査いいですか、非常に順調に育っているという話を聞いて本当にうれしく思いますが。

一方ですね、砂地に生息するハマグリですから、いわゆるその遊びに来た方、あるいは、そこでレクリエーションしている方々がそれを見つけて採って帰るとかいうこともありますので、資源管理上なかなか、コントロールが難しいものだと思っております。しかしながら、そうして生育が順調にしているということでありました。

一番大事なことは、そこで収穫されたハマグリがいつ、誰とは言いません。漁業者が何キロ、そこで正確に水揚げされたというデータを協力していただいて、そのことを漁協を通じてデータ収集、データが取れば、非常にこう資源管理上非常に好ましいと思っておりますので、またご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

そのデータについてはほんとに、漁業者には会ったら必ず言っておりますので、それは責任持って僕もやっていきたい思います。よろしくお願ひします。

もう一つお願ひします。加工業のことです。ほんとにシラスのパッチ網もですね、漁があるときはぼっとあるんですけども、なかなか持続しない。で、なかなかこの加工業もですね、高齢化や人手不足の問題で、これ

らの町の課題だと思うんですけども。これも一度、僕は議会でも質問したと思うんですけども、この加工業者の問題。さっきも言ったように、高齢化、人手不足、町としてどう取り組んでいくのか。

もう一度質問したいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

漁師の皆さんが一生懸命水揚げして、それを製品にする過程において、いわゆる流通過程において、加工において、その受け皿といいますかそこに担い手が不足しておったりとか、その技術が継承されないことになったら、ほんとに漁業者の収益向上にはつながりませんので、そこに対して、まだまだ町はほんとにそこまで手が入ってないのが現状で非常に心苦しく思っておりますが、なるだけそういう現場に入りながら対応してまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

できればほんとに現場に行ってくださいね、今も問題とか課題とかいっぱいあると思うんです。そういったことを加工業者らにしっかりと聞いて、要望をまたまとめてもらいたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

3番いきます。漁港の整備です。

やはり後継者問題でも必要だと思うんですけども、やはり、環境が一番大事じゃないかなと思うんですけども、ほんとに各支所の建物や荷さばき所、ドック場など、かなりもう老朽化している所だけですね。

町として、これからの漁港の姿というもの本当に見えているのかな、しっかり計画を持っているのかな、ということをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ3、漁港整備に関する質問にお答えします。

町内には7つの漁港があり、静穏度を保つ外核施設である防波堤や消波ブロックや導流堤、そして、漁業活動に必要な船揚げ場や護岸施設、そして水揚げされた魚をさばき、せりを行う荷さばき施設、漁具等の保管や修理を行う施設、用地など、さまざまな機能がございます。このうち市場を有する荷さばき施設は各漁港にあり、いずれの市場でも漁業者や買受人の減少が著しい状況で、将来にわたって、すべての市場を維持することは困難であります。

価格形成上の低下が懸念されております。こうした中、現在、伊田、鈴の市場を佐賀市場に統合すべく、現在関係者との協議を重ねており、より効果的な市場運営と高度な衛生管理型市場を目指し、市場の拡張や事務所の整備を計画しておるところでございます。

この佐賀市場の整備が完了した後は、老朽化が激しい入野の荷さばき施設と田野浦荷さばき施設の改修を検討する必要があると考えております。

今後におきましては、流通の効率化、食品流通過程において衛生管理体制の強化が求められていることから、これに対応し得る施設整備が必要であると考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

今、課長の言葉の方から、衛生管理という言葉が出てきました。これからの取り組みとしてほんとに重要なのはこの衛生管理ということだと思います。

例を挙げてみると、入野のアカムツ、ノドグロの場合ですね、漁協と漁業者で箱詰めをしております。その箱詰めされたものが、東京豊洲や神奈川や大阪、京都というような所に出荷をしているんですけども、その箱詰めをする場合、一番問題になってくると思うんですが、ノラネコの問題です。箱の中に一本の毛でも入って、その毛がですね、その消費者でも見たらどうなのかなと。ほんとに危険だなというのがあるんです。これからの漁港の姿というのは、やはりさっきも言ったように衛生管理の体制というか、そういうものが一番大事になってくるんじゃないかなと。

ブランド化をしっかりと、アカムツもしているんですけども、もう一段階上がったブランド化。そういうものもほんとにこれから必要になってくるのではないかなと思います。さっきも言ったように、課長が言ったように佐賀の漁港の整備も、水さばき所の整備もあると思うんですけども、佐賀の場合でもそうです。ほんとに、ノラネコの問題はあると思います。このノラネコをどうにかしないと、ほんとに衛生管理もくそも何もない、もうふん尿がすごい臭いです。入野なんかは、ぱっと集まっただけで15匹、16匹とかいうて、数えてもすごいんですよ。それを対策がないかなあということ。

まず、お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

澳本議員の再質問にお答します。

まず、ノラネコ対策の件ですが、こちらにつきましては、議員が申されますように、えさをやるとすぐ集まってくる。その原因はやはり飼い主さんが、子猫が産まれたことによって、それをいろんな所に、俗に言う捨てるということに原因があります。そのために、それですが、ネコについては動物愛護法というものがあつて、拘束、強制的に拘束することはできませんので、それをどうすればいいか、ということになってきます。

現在、高知県と一緒に取り組んでいるのが、地域ネコ対策という事業に取り組んでいます。こちらは、ネコは春と秋に子どもを産みますので、その繁殖を抑えと。そのためには、メスネコの避妊手術をするということに取り組んでいます。そのメスネコの避妊手術につきましては、先ほど言いましたように地域ネコ、地域でそのネコを、ノラネコをどういうふうに対応していくかということで、その方々にネコを避妊手術を受けてもらうと。その要った費用につきましては、県が1万円、町は5,000円の上乗せ補助、上限を5,000円としてますが、その手術費用について補助ということにしています。

その、例えば入野の漁協の近くの方がむやみにえさをやらないようにして、なおかつ、避妊手術を受けると。そういうふうなことをしていただくような取り組みを、また町と一緒に考えていきたいと思っています。

そうすることによって、例えば港の衛生管理が保っていけるのではないだろうかと思っています。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

確かにですね、その衛生管理の問題で、避妊手術、それはもちろん必要と思います。

確か、宿毛の田ノ浦漁協ですかね、あそこはほんとにビニールで囲ってですね、なかなか入れないようにできている。そういった所を、そういった取り組みも必要ではないだろうか。入野の場合ですと、箱詰めをしている所だけでもいいですので、そういったビニールなんかで完全に隔離をするというような施設もこれから必要ではないのかなと思うんですけども。

そういった取り組みはできないでしょうかね。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えをします。

この佐賀市場の関係で、いわゆる衛生管理型市場という非常に大きな、大きなというか衛生管理に周到すると非常にこう、例えば低温保管であったり、直接日光が当たらないような施設にしたりとか、それから、迅速な取り扱いを担保するために陸揚げ作業の効率化、そして計量作業等々。それから、漁獲物が放置されないようにパレットを下に敷くとか、そして衛生的な取り扱いとしては、もちろんその便所の問題とか、それから手洗いの問題であるとか、それから海水メッキの冷却水を使うとか、それから膨張ネット、そしてそういう外部から車が入ったり、人が入ったりしないようなそういう段をつけたりして、非常にこう、今までと違った市場を目指しております。

当然、そういうもので今までやったことないことを経験するわけですから、非常に現場の戸惑いもあろうかと思いますが、それをさらにそこで得たものを今後の、もうちょっと遅い感はあるかと思いますが、ほかの漁港にもつなげていきたいと思います。まずはその、そういう私も実際、県外市場は見たことありますが、実際県内の中での稼働している施設を見ておりませんので、これから限られた時間になりますけれども、県外、県内の衛生管理型市場を見ながら、入野、あるいはほかの漁港にできるかどうか、検討をしていきたいと思います。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、近くにありますので、課長、見ていってください。よろしくお願いします。

そして、もう一つお願いします。

観光漁業という言葉がよくありますけども、当町の場合はですね、ホウエールウォッチングがもちろんあります。そして、入野の場合は釣り漁業もあるんですね。そうやった場合、今現在3隻から4隻、土日になるとほんとに数多くの車が港に停まり、ほんとに稼働をしているという状況です。

そういった船釣りなどの取り組みも個人でお客さんを持っている船首もいるんですけども、やはりこれから新規のお客さんもやっぱり取っていかなきゃならない、思うんですけども。それはやっぱり観光ネットワークとか砂浜美術館らに、やっぱりこれもある程度こういった依頼をしてですね、そういった窓口になってくれたらなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

観光漁業ということでございますけれども、議員ご質問の中でも漁船を使って観光といいますとハウエルウォッチングが現在主体でございます、そのほかのことにつきましては、現在まだ取り組みができてない状況でございますので。

今すぐに考えていることがあるわけではございませんけれども、少し検討はさせて、ネットワークの方とも調整しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

どうかよろしくをお願いします。

最後、もう一点をお願いします。

以前、これ横浜地域になるんですけども、以前漁師をしていて、漁師では生活できなくなったから、汽船で働いているという若者や、またその中間の年代もおります。

その人たちがまた帰ってきて、漁師で、漁業で生活していく取り組みというのも、ほんとに必要なんじゃないかなと思うんですけども、課長、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

今の時代、ほんとに一度県外で違う、元漁師の方々が汽船に乗って、残念ながら地元で漁師ができないいうことで、若い時期にはそういう汽船に乗って、一定の年齢を過ぎるとふるさとへ帰ってきて、また元の生活をしたいという方がおられるのは事実だと思います。

漁業には定年制がございませんので、帰ってきたときに何らかの支援ができるように対応は、本当にこう、技術がある方ですので非常にこうウエルカムでお迎えして、地元の漁業に貢献してもらいたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

そういった支援策、ほんとに資金面とか、ほんといろいろあると思うんですけども、そこらへんもどうかよろしくをお願いします。

以上で終わりたいと思っておりますけども、さまざまな取り組みにより、とにかく漁業者とその家族がですね、この黒潮町でしっかり生活していける、若者が漁業によってほんとに稼げる町づくりを共に目指していかなければならないと思っております。ほんとに漁業の未来は自分たちが見えていますか、というふうに問われるとドキッとするんですけども、そのドキッとでなしに、しっかりとこうこうです、というふうに答えられるように、もっともっと自分たちが取り組んでいきたいと思っております。共に頑張っていきましょう。

終わります。

議長（小松孝年君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、9時50分まで休憩します。

休 憩 9時 39分

再 開 9時 50分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初の、1番目の遺族会への支援などについてでございますが。

最初の方はカッコ1までの、そのずうっと下の方にカッコ1があるんですが、そこまでは一応私が見た資料等を羅列しておることございまして、その中については、見ていただいたら私が質問の思いというのは分かっていたなと思ひまして、あえていろいろと書いたわけでございます。

それでは、カッコ1の質問の方へ入らせてもらいますが。

いつもこの場では発言をさせていただいております、命令により尊い命を失った軍人のご遺族がなぜ苦しまなければならないのか。このへんに尽きるわけですが。

令和元年6月議会で、次回協議にこれまでの協議を整理し、議論のたたき台を用意して着地に向けた提案をさせていただきたい、と答弁がありました。

遺族会とどのような協議を行ったか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、遺族会への支援等についてのカッコ1についてお答え致します。

6月議会での町長の答弁は、遺族会について、課題の根幹は各支部ともに高齢化に伴う弱体化にございます。正会員登録がなくなった時点で、解散、もしくは活動休止、これを総会で決定された支部もございまして、今後の方向性について協議にあまり時間的余裕がないというのが現状です。

町と致しましては、今までの枠組みの各支部にご活動いただけることが望ましいとは考えておりますけれど、各支部からは、将来的にはかなり困難であるとのご意見をいただいているところです。

そのような厳しい環境下にあっても私たちが目指さなければならないのは、いかに各支部の活動を継続、もしくは継承すること、これが目下最大の課題です。

直近の協議では、例えば支部の統合であったり、あるいは独自の枠組みの存続。こちらについて、町としても意見を述べさせていただいたところです。

次回協議にこれまでの協議を整理し、議論のたたき台を用意して、着地に向けた提案をさせていただきたいと考えており、協議にはまだ今しばらく時間を要するというのが現状です、と答弁しております。

これまで、各遺族会はそれぞれにおいて経過などが異なっていることから、遺族会の存続について継続方法の模索や平和を継承していく取り組み、墓地の管理等について、6月議会以降、各遺族会と協議をしてまいりました。

遺族会の現状と致しましては、高齢化に伴い後継者がいない、子や孫などが県外で居住していて帰ってくる見込みがない。また、佐賀遺族会は解散のタイミングを総会に諮っており、時間的に余裕がないなど、各遺族会の存続が大変厳しい状況であるとのご意見でした。

町と致しましては、日本遺族会の支部の形ではなくても、どのような形でも各支部の活動を継続もしくは継承することができないかなど、今後も遺族会と協議をしていきます。

そして、墓地の管理については、佐賀遺族会からは、点在する墓地をまとめることは困難である。今後、管理をしてほしい戦没者の墓地を一覧にして、今できる部分は遺族が管理していくが、今後、管理ができなくなったときには町に管理をお願いしたい。町からは、幕の引き方を丁寧にしていくことが大切です。戦没者を合祀（ごうし）する方向となれば、佐賀地域の墓地は遺族会でいったんはきれいに清掃やお祈りをするなど、みんなでしまいをつけてほしい。その後、慰霊碑については町で管理をしていく。町が墓地と慰霊碑の両方の管理は難しい。幕引き作業は難しい課題もあるが、県などの関係者にも確認しながら良い方向を検討していきます。

大方遺族会からは、四万十市の方でお参りに来てくれている方がいる。鶴がまつられているときがあるが、誰か不明であったが保育園児であることが分かったなど、うれしい話も聞きました。

白田川遺族会からも、まつりに来てくれている方がいるとのことでした。

大方・白田川遺族会からは、墓地まで車で上がれるようになれば、お参りや墓地の管理がしやすくなると、道の整備などの要望もありました。

今後、平和を継承していく取り組みとして、黒潮町の地で起こったことを語り継ぐことができるように聞き取りをしていく。語るができる人を探すなど、遺族会とともに協議を継続していきます。

また、追悼式の参加が少なくなってきたので、遺族に限らず、多くの方に参加をよびかけたい、などの協議を遺族会と行っています。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ぜひ、遺族会の方とは寄り添ったお話を重ねていただきたいと思います。で、どうしても県外等へ、町外、県外へ転出された方が多くいらっしゃいますので、そのへんのお話というのは難しいこともあろうかと思いますが、そこは十分にご親せき等とお話し合いを重ねていただきたいと思います。

私も 25 年の 12 月議会から本件問題については質問を重ねておりますのでもうそろそろですね、令和の時代に入って、もう令和もわずかでございますが、何らかの切りを付ける方向でぜひ。遺族の方も高齢です。時間はそれほど多くはございませんので、精力的にお話をされることを望んでおりますので、よろしく願います。

続きまして、そこのですね、実はカッコの 2 番なんですが。

これは、令和元年 6 月県議会で大石議員から慰霊碑の管理などについて質問があり、担当部長は、慰霊碑の清掃などについては、遺族会、自治体、老人会など、地域全体で協力して行われているものが多く見られた。市町村に対しては適切な管理などが行われるよう、お願いをしたところでございますとあります。

これはいつ、どのようなお願いがあったのか、問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の、遺族会への支援等についてのカッコ 2 についてお答え致します。

慰霊碑の管理や状況について、平成 29 年 8 月 8 日付、29 高福政第 379 号にて、高知県地域福祉政策課より

調査依頼があり、県内のとりまとめ結果が高知県地域福祉部地域福祉政策課長名により、市町村援護業務担当課長宛に平成30年7月13日付、30高福政第330号にて、県内に建立された戦没者慰霊碑等調査の結果について報告として、戦没者慰霊碑等調査の結果のまとめの送付と、慰霊碑は平和への思いを次の世代に受け継ぐために重要なものであり、貴職におかれましても、今後適切な管理等が行われるようご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。なお、先述の趣旨をご理解の上、貴市町村の平和教育担当部署への情報の提供を併せてお願いする、と文書により通知がありました。

送付物として、戦没者慰霊碑等調査結果についておよび戦没者慰霊碑等調査集計表となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

まあ、普通に話したときに何かをお願いするところがございますというのは、つい2、3日前の話やったらよう分かるんですけど、何かだいぶ前のような話みたいですが。

もう一度、そこのところをちょっと確認したいがですよ。お願いしたところがございます。お願いをして、黒潮町はどういう対応をされたのか。お願いというのは県からですよ。県からのお願いということだから、そのへんがちょっと私には理解できないところがあるもので、もう一度。そこ肝心な所なんですよ。

お願いしたところがございますという、その期日がいつなのか、確認のためにもう一回発言してください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほども答弁したように、平成30年7月13日付でございます。

以上です。

（議長から「対応は、町の対応はどうでしたか」との発言あり）

すいません。1つ答弁漏れがありましたので。

町の対応と致しましては、慰霊碑についての適切な管理の依頼でございましたので、町が管理する慰霊碑は大方忠霊塔となっており、大方遺族会において管理をさせていただいております。

夏場などは雑草等が伸び、十分に管理は行き届いていない場合もあると思いますが、遺族会により年2回の草刈りと、町戦没者追悼式前には献花等をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

だからね、黒潮町そのものというより、これ県議会の答弁がね、30年の7月13日付の文章が今年の6月の議会答弁で、お願いしたところがございますと。ところがございますというたら、1年前の話をね、今年の6月の議会答弁でお願いしたところがございます。いや、去年お願いしたところがございますという話を、今年の6月にしゅうわけよね。

これはね、黒潮町が直接どうということではないんですけど、私は全体的に見たときにその姿勢をここで、行政の姿勢をこう、どういうことなのかと思ったわけで、あえてここで質問致しました。

それでは、カッコ3番の、黒潮町の戦没者数と未帰還者数を問います。

というが、県の資料と黒潮町の資料では少し違う資料がございますので、ちょっとあえて質問を致しますが。

特に未帰還者数。これは大変重要なことでございますので、そこは詳しくお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、遺族会への支援等についてのカッコ3についてお答え致します。

まず、黒潮町の戦没者数は、大方651柱、佐賀213柱の、合計864柱でございます。

次に、未帰還者数については、黒潮町では把握ができておりませんので不明でございます。ご理解いただきたいと思えます。

しかし、高知県の資料によりますと、日中戦争から太平洋戦争までの県内全体の戦没者数が3万2,631柱であり、未帰還者数については数名であるということでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

平時と違いまして、あれ戦争は殺し合いなもので普通の状態ではないものが、戦闘行為がそこにあるわけですので、大部分は分からないのが現実であろうと私なりには思うわけです。

そこです、ここの次へ移るんですが、カッコ4番のですね。私が調べれる範囲で調べた、その裏取りがなかなかできてないんですけど、カッコ4番、令和元年度予算から遺族会が高齢化して忠魂碑の維持ができない所も補助金の対象にするとの情報があります。どのような内容か問います。

というのはですね、何さま全部記憶ようしておりませんので、その資料を見ながらのことで申し訳ないですが、これは参議院の参議院会議録の171国会の決算委員会ですね。

これは平成21年4月20日によりますと、自民党の衛藤辰一という議員の質問から始まって、これ全国でまだ、この議事録の中では115万柱ほどがまだお帰りになっていないということと。

それから、この中を拝見するとですね、例えば軍人墓地である場合、大阪、福岡等々あちこちにあるわけですが、これは元軍が管理しよったものを、敗戦により大蔵省へ移ったりしておりますね。で、厚生省へ移っちゃう分があるかも分らんですが、それがどうもその後、占領政策の一環として国が持つことはあいならんとということで、どうも地方へ移管するか無償で使用貸借か、まあいろいろあるかと思うんですが行かしたようでございます。

福岡の場合でしたら、これは陸軍の墓地なんですが、日常的な掃除もすべて民間のボランティア任せ。管理者たる福岡市は、年に1回除草や木の伐採などを行っているだけだったそうでございます。

そういったことは大阪の真田山という所にもあってですね、それ、大変そこも傷んでおると。そこも民間の会社経営者が頑張って清掃管理されておるといような情報があつてですね。この間、そういうことがあったもんで大阪の市長さんは官房長官に、その管理のどこについて国が行うべきではないかということをお願いの文書を出すとかいう資料もあつたりしてですね、やっぱり考えることはあんまり変わらないなあと。

ほんで、私たちの町にあるそういう墓地といわれるものも、もともと国有地がなかったと思うんですね。だから、入野については町有地ということになってますわね。そこを慰霊碑ですか、慰霊塔にした。そういっ

たことで地方にある分についても、要は命令で命を失ったわけでございますので、そこは同じ扱い、考え方がされるべきであろうと、こう思うところでございます。

それで、ここを出ていくときは盛大な壮行会をやったという記録が常会の資料の中にも載っております。それはですね、この間ちょうど智頭町（ちづちょう）へ行ったときにこの資料を頂きまして。そのときにもですね、これは戦争と智頭町（ちづちょう）ということで、これカメラ映ってると思うんですけど、大変大勢の方が駅に集まって壮行されておる。そういうことで、出征の段階では大変皆さんが心中苦しい中で、こういう壮行をされておる。

帰ってきたときに大部分の方が、先ほど言いましたように全国で110万を超えるような方が未帰還者であるということは、黒潮町においても相当数いらっしゃると思うんですよ。それを、今になって行政が知らないということというのが何かおかしいなと思う部分があつてですね。

佐賀の方の集落の分で言いましたら、まあ管理できずにもうそのまま放置された状態、荒廃した状態。それから、比較的よく管理された状態などがあるわけですが。それが墓という字を書いているんです。その一定の区域の中は墓地とは言つて、その中にあるのが墓と言っているんですが。いろいろお聞きしたらですね、墓というのは遺体または遺骨をそこに埋葬してる場合、墓というようなんですが、ほとんどその遺骨いうものは入っていないというお話聞きました。で、墓であつて墓ではない。何か。それは石碑なんですよ。石碑というのは、個人を顕彰するために造ったものであると、そういうふうに言われておりますが。墓だからという一言で切り捨てるようなことではなしに、命令があつて亡くなった方の顕彰をそこでしておると。だから大概の、その墓と書いてはおりますけど、よく何と刻んでおるかというたら勲何等。どこそこの戦闘において死亡したとか、そういうことがよく彫られておるわけですね。

黒潮町になる前に佐賀町農協の時代でもあるときにも、その戦争に関する記述がございまして、これ見ましたら、例えばビルマ方面とかフィリピン方面。方面という字を扱っているんですよ。多分ね、遺骨は帰られてない。そういう状況にあるのが現状でございまして。

それから、白田川にも私、11月に1度、それから入野は11月に2度参拝させてもらったんですが、なかなか年に2回というがは。確かに、2回のその清掃作業かも分からんですけども荒れた状態であり、草も最初ときはぼうぼうでした。入野の方は、2回目行ったときは、草は刈っておりましたがその場に寝かせた状態でありましたので、ちょっとこれでは、国のために命を失った方たちを顕彰する場所ですかと、そのように私は感じました。これを何とか、本当に追悼の場でも皆さんいろいろとお話しいただいておりますけれども、これ本当にそういうふうな思いがどこまであるかなということで考えたわけでございます。

それで、宮城県とか愛媛へは、日常的な維持管理および修復費用も地方自治体が負担するという解釈が普通であろうというように思いますと。これ、衛藤議員のその委員会の中での発言でございまして、多分これほとんどやと思うんですが。だから、そこをきちっとやりゆう所もあるんですね、自治体の中には。これが軍人墓地であろうが忠魂墓地であろうが、私は同じ扱いをしていく必要があると、こう思うところから発言をしておるわけでございます。

それでですね、そのことのしまいの発言というのが、国務大臣舩添要一さんが厚労大臣のときですね、大きな意味での戦後処理の一環ですから、これは関係省庁と連携を取りながら国の責任としてきちんと管理をしていきたいと思っております、というように発言をされております。

30年からですかね、31年からかな、軍人墓地に対しては5年で5億円のそういった修復等にかかわる予算措置がなされておるようでございますので、そのことがあつてですね、このわが高知県に対して、あるいは黒潮町に対してそういったような資料提供、情報提供なりがあつたかなかつたか、そこを知りたいわけでござい

す。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、遺族会への支援等についてのカッコ4についてお答え致します。

平成28年9月に、民間団体等が建立した管理状況不良の戦没者慰霊碑の移設または埋設等を推進することを目的に、国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱が定められ、厚生労働省社会・援護局長通知により、高知県を通じて周知されています。

本事業につきましては、建立者が不明であって管理状況が不良、倒壊の危険などがあり、地域住民への危害が及ぶおそれがあるものの慰霊碑の移設にかかる費用を助成する事業となっており、実施主体は県または市町村となっています。

また、今年5月には同要綱が改正されておりまして、改正内容と致しましては、補助事業の対象となる慰霊碑につきまして、これまで建立者が不明であるものに加え、建立者が不明またはそれに準ずる状態、建立者は明らかであるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合となっております。

同要綱により民間団体等が建立した戦没者慰霊碑は、建立者や管理者が自ら維持管理を行うことが基本とされていますが、慰霊碑が放置されていることは戦没者の慰霊や住民の安全の観点から好ましくないということから、管理不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的に要綱が設置されています。

補助交付額は基準額104万6,000円以内で、厚生労働大臣が必要と認めた額掛ける、慰霊碑の基数に補助率2分の1を乗じて得られた額となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ちょっと、書いたもんがすっと出てこんので、すいませんよ。思い出すまで、ちょっと次へ移りますきに。それはですね、ちょっと次移ります。カッコの6番ですね。

これはね、ちょっと付け加えていただきたい部分があります。入力ミスがございまして。

（議長から「矢野君、5番が抜けちょう」との発言あり）

失礼しました。5番です。ちょっとここへ落書きして分かりませんでした。

訂正します。カッコ5番です。

これ少し付け加えて、ちょこっとお願いしたいと思います。実はこれはね、平成29年12月、高知県議会の桑名議員の質問に対してですね、ここから印刷しちゅう所へ入っていくんですが、県議会答弁では、県内には46基を市町村が管理をしているとあります。この常会を通じ、各部落などへ極めて厳しい命令があったことを考えると、行政が石碑、慰霊碑などの清掃、維持、管理などを先頭に立ち行うことは当然のことと思います。姿勢を問います。

この常会というのはご承知やとは思いますが、昭和15年に内務省が、戦争を一丸となって遂行するためにですね、その隣保班。地域によって多少言い方が変わるかも知れませんが、隣組とか隣保班とかそういったような仕組みをつくって命令を出してきたのが15年で、16年になって、私どもの知っておる集落ではその設立を認めています。それはお金は全部集落のお金で、その隣保班班長を決めなさい。決め方は自分ら

で自由にやりなさいということだったようですが、当時のお金で3円、隣保班長の手当ですね。そういうことの記録がございます。

そして、それらの人に対して、区長より名前が前にあるんですね。その隣保班常会というものが、で、後へ学校の先生とか農協とか婦人会とか、そういったものに対してですね、内務省へ行っても今の総務省より力をもっと強いんですね。当時は警察権も抱えておりましたので、まあ高知県知事と県警の本部長とが一緒になったような、そんなものでしょうかね。はっきりは分らないですけど。そういう力のある内務省が命令をして、県知事に。県知事は、それは伝達なんですよ。そのとおり命令を伝達なんで、それが市町村長に対する伝達してきたがですね。ほんで市町村長はここへ、その町内の各界の隣保班長さん、班全部集めて、区長さん集めて、ここで県の命令を伝達したわけですね。お前の村は米100俵とか、お前の村は米50俵とか、例えばね。そういったように、お金もですよね割り当てしたんです。それを各部落へ持ち帰って、部落の人々に一人一人全部個別の割り当てをしていったのが各部落です。だからね、個人個人はその命令を受けて、命令に逆らうことができない。全部出さないかん。出さん場合には固有名詞書かれて、どこそこの誰べえ、その責任を果たしていないという。名指しでやられると。ほんで、やる方もやられる方も部落の中では大変なことですね。これは、近い所でひっついて生活しゆうもんですから、大変なことがこの部落に対しても課されてきた。そういう歴史があるわけですね。それはね、戦後、昭和20年になったときに内務省が焼却処分の命令を出しちよりますね。さまざまな書類が。だけど中にはね、その命令に背いたかどうか、焼かずに残っておる所があるんですよ。たまに。そういう所から、当時のことが分かってくるわけです。

例えば、先ほど言いよりました石碑の問題でも、終戦まで。普通、石碑というのは言ったように顕彰するものが石碑であるとされておるが、それすらもできない。ただ、出征兵隊さんの家族にとっては、万が一生きて帰ってくるかも分らないという思いがあってちょっと待てということがあったやも分かりませんが、何さま乏しいその記録の中から推定しながらのいう部分がだいぶございますので申し訳ないですが。ただ、私が手にしておるものが、そういう常会と書いたもののこれ写しですから、多分これは間違いないでしょう。飛行機造っても祝い金を出せとか、さまざまなことが書かれておりますが。

すいませんね、分らない。書いたものがちょっとあり過ぎて。

この、戦時体制下の佐賀町常会という記録、これは農民集の中にございまして、町長、各常会長、各区長、農事実行組合長、各種団体長、国民学校長などを集めて、戦争遂行のため重要な国の施策を末端に徹底させ、国内の意思統一をねらって毎月ですよ、常会と称する会を開催することを決めさせたと。各部落でもそれによって部落常会が開かれた。で、これ徹底してやりなさいということなもので、これはね、18年1月8日の町の常会で、昭和17年、管理米、佐賀町割当数量を供出の件、割当数料2,413俵というふうになっております。

それとはまた別にですね、貯蓄。230億貯蓄への積極的協力の件。多分これ国内であろうと思うんですけど、230億が。ただ、割当が来ておりますのでね、最終的には各個人へ割り当てしていかないかん。

それから、滞納者の強制貯蓄とかそういったこと。それから、何さまそこへ持ってきて、そういったことはさまざまな部落に対して申し付けた命令事については、区長、隣保班長において、その責任を持って対処なさいということですので、部落はたまったもんじゃありませんわね。そして個人もたまったもんじゃありません。戦争にも送り出さないかん。兵士を送り出しちょう。送り出したら今度ら、その兵士の家に対して農作業の手伝いとか、あるいは留守のときの生活が困らんように米を寄付して持っていったり、お金を持っていったりとか。そういうことを、大変難儀な思いをしてやってきておるわけですね。

そういったことが背景にありますので、これは私は、5番目ですね。そういったことを踏まえて、よその例も先ほどちょっと説明させていただきましたけど、黒潮町はね、僕は先頭に立ってやるべきと思うんですよ。

部落に対してね、一言の話もないんですね。だから部落の方はもうようやらんになって、管理をようしないなる。墓の管理を。だから、後荒れてしまうと。そういう状態があるわけです。それは白田川も入野も一緒ですよ。私はね、あれ荒れていると思います。

そして佐賀の方は、また大字ごとにあるもので、それぞれの部落の都合いいですか、人手の問題とかいろいろなことがあるでしょう。手入れができてない所もあるわけです。これを何とかです、今を平和に生きる私たちがきれいにする義務もあるし、昔のことを考えたらですね、終戦までのことを考えたら、私は行政がしっかりと先頭に立ってそういうこと、清掃管理等を行うべきであるというように思うわけですが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の、遺族会への支援等についてのカッコ5についてお答え致します。

平成29年度に県内に建立する慰霊碑等の調査結果によりますと、県内に建立する慰霊碑等は、313基のうち市町村が管理するものは61基となっております。

ご質問の石碑、慰霊碑等の維持、管理については、これまでも申し上げたとおり、慰霊碑については所有者、建立者において管理されるものと考えております。

しかし、状況によっては、建立者等が不明またはそれに準ずる状態、建立者等は明らかであるが高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合であって、管理状況が不良、倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶ恐れがある場合など、先に説明させていただきました国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱の規定に基づき、移設または埋設がされるものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

先ほど申しましたようにね、例えば、本人が帰られてきた場合、遺骨が帰られた場合、帰還された場合と、全くそうでない場合とがあるわけですね。

私が知っておるところも全員の方が、入野にしても全員の方が遺骨が帰っておるわけではないんですね。で、石碑なんです。墓という字はあっても死体もない、遺骨もない。墓ではないんです。課長、墓の定義分かってますか。どうです。分かっちゃうらうね、課長やき。

これね、石碑。石碑というのはどうも私の調べる範囲では、これは故人を、亡くなった方を顕彰するものである。墓は、ご遺体、遺骨を納めるものが墓である。だから未帰還者とは不明でしょう。多分不明なんです。南方方面へいう、死んだ場所はどこかという記録見たときに、農民史ですよ、私の。佐賀の。これね、フィリピン方面とかルソン島とかね、ニューブリテン島、ニューギニア、ソロモン、ビルマ、マシフ、ちょっと分かりませんが台湾海峡とかです、そういうことが大変見えるわけです。多分この方たちはね、帰還されてないと私は思ってるんです。

だから、私もちょっと勉強不足やったかな、申し訳ないなと思うのは、一口に忠魂墓地というのをそのまま受け止めて忠魂墓地という発言をしてまいりましたけれども、これは墓地とは言いながら墓地ではない場合があるなあと。で、送り出すときは盛大にやっちゃうんです。命令を出した。それは、上は国の命令でしょう。しかしそれは町が、まとめて言うたら黒潮町が命令した。当時は3つ自治体がありましたので、誤解の

ないよう。そこは3つのそれぞれの自治体が命令はしたと。じゃき、まあ合併しておりますので一口に黒潮町と言ってますけど、そこはそのように受け止めてください。

だからね、遺族において管理する方がよろしいとかいうだけの話で、私はね、行政が先頭に立って清掃管理等、あるいは傷んでおりますよ。最近も参拝したときに見ましたら、石碑でもやっぱり傷みますね。時間の経過とともに。

もう一回確認させてください。これ、私は町がまず先頭に立ってやるべきである。周囲を。そして、心ある人々がその清掃に当たる。で、最後はご遺族がお参りに行く。そういうものが必要であると思うんですよ。全部、遺族が遺族が言うけど、今まで送り出したそのことを、私はよく行政は考えてもらわないかと思うがですよ。これは県外の智頭町でもこんなことでやっておるんですよ。駅前で、大勢の人が集まって万歳ってやって。歓送いう字書いてね。これが送り出すときのみんなの姿勢なのですよ。誰が悪いということ言うがでもないけど、やはりそういう当時の社会情勢があったというがは、それは分かりますが。

ここをね、まあ一言、本当に行政という言葉が一言も出ませんでしたので、ここは私は確認したいと思いません。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

少し、ちょっと次の質問の答弁ともしかしたら重複するかも知りませんが、ご容赦いただければと思います。

いろいろですね、解釈でありますとかこれまでの経過について、さまざまご提示を賜りました。自分たち行政の立場としては、戦前からの継続性でありますとか、これは法にも行政組織も含めてです。こういったものをしっかりと自覚をしながら対応していかなければならないという姿勢というのはぶれずに持っているつもりです。

その上で、できれば、責任論とか文言解釈とか、そういったものが論点になって今後の方向性が決定されるのではなくて、今遺族会と丁寧に協議を進めておりますのは、将来にわたってどういう形が当町にとって、あるいは自分たち戦後世代に対する平和教育、あるいは平和を維持していく活動について寄与できる、そういった姿というのはどうあるべきなのかという論点で今議論をさせていただいているところです。

解釈とか責任につきましてはご提示いただいたとおりだと思いますし、またそういったエビデンスがあって、戦後これまでの期間、長い間援護行政が行われてきたと。そこに自分たちもお加えいただいて、援護行政を継続してきたと。こういうことになっていると思います。

そう考えますと、例えば墓地の委託管理とか、あるいは慰霊碑の建立に公金がとか、こういった事例はたくさんあるわけで、割と援護行政のウイングが広くて、さまざまな解釈によってかなりのウイングが広い施策が打てる。こういったことはもう証明されているわけでございまして、後はどう方向性付けをして、どのタイミングで何から手を付けていくのかということなんですけれども、繰り返しになりますが、その解釈とか責任論とかそういったところからスタートするのではなくて、先ほども申し上げましたように戦後70有余年を振り返りながら、次の世代にしっかりと平和をお伝えしていく、あるいは英霊の継承をしていく。こういったことを包括的に、どういう体制で臨んでいくのか。これが自分たちに課せられた使命であると思っていますし、この旨は各遺族会にもお伝えをしているところです。

従って、大きな方向性というのは今コンセンサスが取り付けられつつありますけれども、最終的に議会の皆

さまの方に提案をさせていただくには、まだもう少し協議の時間を要するかと思います。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それで、6 番へ移りますが。

各大字、まあ各部落と言った方が早いです。中角は大字佐賀でございますが別にありますのでそこは別として、に建立されている石碑、慰霊碑などを守り、恒久の平和を願う公園条例を制定するか問います。

実は、これは平成27年8月14日に内閣総理大臣談話で閣議決定しておりますが、これは戦後70年を迎えて、過去の明治以来、もっというたら前かな。からさまざま世界情勢があり、植民地化政策があり、その中で、明治以来1,000万余りの人も亡くなった。太平洋戦争では300万余りの人が亡くなった。大変な戦いがあつたと。しかしですね、そういった戦いがあつたこと犠牲の上に現在の平和がある。これが、戦後日本の原点でありますというのが。そして、二度と戦争の惨禍を繰り返してはならないというのが、国としての考えでございますわね。

それで、これは世界に向けて発信をしておるわけでございますので、時間もないので終わりの方へいきますと、私たちは国際秩序への挑戦者となってしまった過去をこの胸に刻み続けます。だからこそ、わが国は自由、民主主義、人権といった基本的価値を揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて積極平和主義の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいります。終戦80年、90年、さらには100年に向けて、そのような日本を国民の皆さまとともに作り上げていく、その決意であります。平成27年8月14日、内閣総理大臣、安倍晋三とあります。

これが、国が目指す方向であることには間違いのないわけでございまして。そこで、では黒潮町として、そういったことにも沿う方向でやる必要があると私は思うわけです。前のときにも言いましたが、広島にも都計、元は都計法ですけど、その一部として広島平和記念都市建設法というものを作ってまして、これは広島市の責任においてちゃんと管理しなさいと。同じような法の下に、長崎にもございます。

ほんで、わが黒潮町。私はね、絶対こういうものを作っていけば、防災のサミットもやりました。それらを踏まえて、この平和を願う公園条例を制定するか問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは矢野議員のご質問、6 番目にお答えさせていただきます。

まず個別に、各地区に建立されている石碑。これは、これまでご質問いただいてまいりました墓地であろうかと思いますけれども、少し語句の解釈の修正もいただきました。

その石碑と慰霊碑の管理につきましてはそれぞれ性格が若干違いますので、少し分けて答弁をさせていただきます。

まず、各地区にございますいわゆる墓地につきましては、佐賀地区のように各地区にというのは県内でも大変珍しい事例であるとお伺いをしておりまして、こちらにつきましては誇るべきものであると考えております。

今後も各地区が主体となってお守りいただくことがベストだとは考えておりますけれども、進む過疎化や高齢化、また、そのお守りする意思がおありであっても、なかなかかなわなくなっているというのが現状です。この現状を踏まえ、現在、遺族会を中心に協議を進めているところです。

次に、慰霊碑についてでございますけれども。こちら管理、いわゆる建立者が管理することが望まし

いとしながらも、これまでの経過、あるいは老朽度合い、あるいは管理者の高齢化、こういったものが進んでおり、総合的に判断しなければならない時期に来ているのは間違いございません。

いずれにしても、第一次当事者でございます遺族会との丁寧な協議を重ねる必要がございます。遺族会におかれましても、会員の減少、高齢化等、これまで経験したことのない状況に置かれておりまして、現在は個別事案のみならず包括的な協議を進めさせていただいているところです。

次に、公園条例についてのご提案でございますけれども。

まず、公園設置ありき、条例制定ありきでの検討を、現在した経過はございません。しかしながら、現在進めております包括的な協議の方向性がまとまり、結果として条例制定、あるいは設置条例が必要であると判断をすれば、その都度検討を開始致します。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町長からも答弁いただきましたが、世界には、アメリカだったらアーリントンとかいう有名な墓地もありますが、あれは宗派を問わないというふうなことも聞いておりますし、ドイツ、日本と同じような形の、敗戦という点については同じような敗戦国であるドイツにも、イタリアにもあるようでございます。そして、その他にも多くあるようでございますので、やはりそういったことも踏まえた上でご検討をしていただけたらありがたいと思うわけです。

それでは、次へまいります。この福祉についてですね。

カッコ1番、人は加齢とともに、体力、気力、聴力、反射神経などが低下しています。職員が住民に対してさまざまな接遇力の向上を図る必要があります。どのような疑似体験研修を行っているか問うということでございますが。

私は、弱者といわれる方々の声を直接お聞きしてやってくれておるとは思うんですが、なお、その水準の高いものにしていくにはですね、そういったことが特に必要ではないかなと。普通にいわれる、健常者といわれる人もどっか体は悪いところもあるし、気が付かない部分がございますので、そのへんをどう弱者の困ったことを行政に反映させていくのか。その手法についてお聞きします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それではご質問の、接遇力の向上を図るための疑似体験研修の内容につきましてお答えを致します。

職員が参加をしております疑似体験による研修につきましては、まず、こうち人づくり広域連合が実施致します新規採用職員研修の人権研修におきまして、アイマスクや車いすによる疑似体験による研修が行われてございます。

この新規採用職員研修につきましては、新規採用職員の全員が受講をしており、平成15年度より実施をされてきております。

また、町が行います黒潮町人権教育推進講座におきましては、高齢者疑似体験講座を実施しているところでございます。

内容につきましては、障がい者福祉についてのご講演をいただきまして、高齢者疑似体験プログラムを実施し、その後に班別の意見交換を行い、障害のある方や高齢者の側に立った人権意識の高揚を図るものでございます。

このような疑似体験を行う研修を受講することによりまして、相手の立場に立って物事を考えることのできる人権感覚を身に着け、そのことが、議員が申されます住民の方に対する接遇力の向上につながってくるものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

はい、分かりました。

それで、それは一層の努力をお願いするしかないわけでございますので、これからも頑張っ取り組んでもらいたい。このように考えております。

カッコ 2 番の、2025 年、2030 年へ向けて、在宅医療、介護の体制整備はまず社協などの強化を図る必要があると考えますが、取り組みを問います。

努力はしていただいておりますと思うんですが、何さま、国が今は方向を示しておる 2025 年、2030 年問題についてはなかなか課題が大きいところがあるという情報でございますので、町としてどのようにお考えかお尋ねします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の 2、福祉についてのカッコ 2 についてお答え致します。

地域福祉計画は、町が定める地域福祉等の向上のための指針を定め、地域福祉活動計画は、その指針を受けて社会福祉協議会が行う具体的な活動の計画を定めているものとなっております。

このことから、行政と社会福祉協議会は地域福祉の両輪を担っています。

子どもから高齢者まで、誰もが笑顔で健やかに過ごせるまちづくりを目指し、お互いさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくりを基本理念として取り組んでいます。

まず、在宅医療についてですが、現在、訪問看護の周知および啓発に努めております。

平成 30 年 10 月に医療法人祥星会が介護保険サービスの訪問看護を設置しましたこともありまして、町が在宅医療の中心に据えております訪問看護が整ったと考えておりますので、訪問看護について住民の皆さまに周知啓発のため、講話を行っております。

講話は、高知県訪問看護協会の会長に依頼しており、住民の皆さまからはとても分かりやすいとの感想をいただいております。今年は 11 月から開始し、これまであったかふれあいセンターサテライトを含む 6 カ所で 135 名、サロン 1 カ所で 12 名の参加をいただいております。

今後も、サロンや各種研修会等での啓発を計画しております。

次に、介護の体制整備につきましては、黒潮町には訪問介護事業所は社会福祉協議会の事業所しかなく、介護職員も高齢の方が多くなっているのが現状です。

そのために、町では今年度に介護職員初任者研修を行い、介護人材の有資格者の確保に努めてまいります。

介護職員初任者研修終了者のうち、現在、介護職等の福祉に携わる仕事に従事していない方を社会福祉協議会の訪問介護事業所へつなげ、一人でも多くの方に地域を担う専門職として活躍していただきたいと考えております。

在宅医療、介護の体制につきましては、行政だけではできることも限られておりますので、社協と一緒に取

り組んでいきたいと考えております。

社会福祉協議会としても、実施している介護保険事業を、将来どのようにしていくのかビジョンが大事なので、理事会などで協議を行い、予算等についても行政と共有していきたいとのことです。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、引き続き頑張ってくださいをお願いしております。

3 番の産業振興についてです。

2 はないですけどカッコ 1、漁港に避難している漁船が大変傷んでいます。対策にどのように取り組んでいるか問います。

港、泊地というのは、船が避難する場、休む場でございますので、そこで船が傷む、沈没する、こういう港はね、ほんまに港と言えますかね。

だから、沖から入ってくるその波を殺す必要があるんですが、どのように取り組んでおりますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ 1 の漁港に避難している漁船の取り込みについて、質問にお答え致します。

議員からはこれまでも同様の質問があり、漁港内の静穏度対策は大変重要な課題と認識しております。

昨年、今年の相次ぐ台風では、佐賀漁港を一例に取りますと、鹿島の鳥居の前からの通して波消ブロックや、港湾施設の鹿島防波堤、厳島防波堤では波浪により越波が発生し、漁港内では静穏度が保たれず、船外機の沈没等の被害や、荷さばき所裏側の東防波堤付近でも被害が発生しております。こうしたことから、漁業者の皆さまは大変心配されていたのではないかと思います。

このように、佐賀漁港内の静穏度の悪さはたびたび指摘されております。これまでの間も、幡東水産会を通じて高知県、そして町としても高知県議会にも要望を重ねてきております。

また、日々の施設の管理を直接行っている幡多土木事務所に実情を訴え、幾度となく協議を重ねてきた経過もございます。

これらの一連の経過の中で、土木事務所は、過去にはなりますが平成 24 年度に佐賀漁港内の静穏度検討を行い、その調査結果を基に関係者合意の下、施設整備にかかる投資効果や事業費の観点から、ふ頭下の防波堤より負担の少ない護岸消波工の整備を行うこととなっております。

そして、平成 25 年度に漁港航行に支障がない範囲で、護岸前面への消波工の設置工事を一部行っております。

また、昨年ではございますが、県が実施した外郭施設の定期的な施設点検の結果でも、鹿島防波堤 2 の消波ブロックの先端部の沈下が起こっているとの状況報告を先般の協議の中でも受けており、機能回復を図るべく、来年度予算で要求しているとのことでございます。

泊地を含む静穏度の向上対策は緊急の課題であると考えており、今後も、漁協、漁民関係者との調整を図りながら、要望活動を強化してまいります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

漁港の沖にある港湾のあの堤防の部分は、確か平成 27 年にも傷んでおったんですが、以来直らずに、今年もまた沈下したということでございますので。

要は、予算要求だけではいきませんよ。現場はね、復旧されな意味がない。そこを強く県との間で要望をしていただかないと、港自体は町民の財産でもあります。町民も負担金を払ってる。

それから、港湾の荷揚げ場についても、漁民の漁場を提供しておる。そういう形で、漁民が協力してくれちゃうわけですね。そういったことを念頭に置いていただいて、強く県に、その復旧を願ってもらいたいと思いますので。

以上。それは次へ進めてまいります。よろしく申し上げます。

4 番ですね、地域整備。

旧佐賀町に設置している部落集会所の在り方を問います。

これは旧佐賀にある分については、過去に合併前の首長の話として、全部払い下げすると、部落へ。という方向が示されて、旧佐賀町においては 2 カ所の設置条例、町管理が 2 カ所あったもので、それは条例を廃止して各部落へ払い下げしております。

が、その後の動きを見ますと、何の動きも見えるところか、町営の施設が増えよう状況にあると思います。これ、一国二制度になっておりますので、速やかなこれ改善をすべきであると思いますが、それぞれの部落の財産となっておりますので具体的に部落の方へも相談を持ち掛けていく必要があると思いますが、どのようにお考えですか。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

それでは私からは、旧佐賀町にある地区の集会所の在り方についてお答えをさせていただきます。

現在、佐賀地域の行政区は 27 地区ありまして、そのうち、町の条例に明記された町所有の集会所がある地区が市野々川と熊野浦の 2 地区、市野瀬や佐賀橋川などの地区所有の集会所がある地区が 17 地区、地区の集会所ではありませんが、町総合センターや町民館などの町有施設を使用している地区が 3 地区、鈴や浜町などの漁協所有の漁民センターなどを使用している地区が 4 地区、あと、集会所を持っていない地区が 1 地区となっております。

市野々川などの町所有の集会所につきましては、地区と使用、管理に関する協定書を締結して無償貸与し、電気料や水道料などの施設の使用に伴い発生する維持管理費については地区負担にさせていただいております。

なお、建物本体の増改築や修繕等に関するものは町が行いますが、事業終了後に黒潮町集落整備事業実施要綱に基づきままして、新築、増築については 1 割、改修や修繕については 2 割の負担金を地区から頂くことになっております。

また、市野瀬などの地区所有の集会所につきましては、町所有の集会所と同様に維持管理費は地区負担となっておりますが、修繕等を行った場合は事業終了後、黒潮町佐賀地域集落整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、増築については事業費の 9 割を、改修や修繕については 8 割を町が補助しているのが現状です。

なお、現在、佐賀地域では佐賀橋川、小黒ノ川、上分の 3 地区が建て替えを希望しておりまして、条件が整った地域から、町所有の集会所として順次建て替えを行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

今ある分について負担金がこのこのやないです。一国二制度の考え方をどうしますかということで、問題は、

だから、今ある分はどうするんですかと。新しく建てる分はこうですよという話やったけど、私が聞きよるのは今ある分をどうする考えかと。その姿勢を問いただすわけですか。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

町の現在の方針とはいいまして、現在の地区所有の集会所を直ちに町所有の集会所に変更するのではなくて、現在ある施設は有効利用の観点から使える所は使っていただいて、修理する所は町の補助金を利用していただいて使用していくと。

そして、どうしても建て替えなくちゃならないとなった時点ですすね、町所有の集会所として建て替えていくと。このように、町の方針としては今、佐賀地域においてはそのようにしていきたいと考えているところです。

以上です。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

一国二制度をどうするかという話で、修理をしてどうかどうかやなしに、今あるものをどうするかというのを言いようがですよ。もうちょっとね、考えてください。深く。

次いきます。

カッコ 2 番の、黒潮町空き家等対策計画は、空き家などに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に沿った見直しはいつ行うか問います。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (金子 伸君)

それでは矢野議員の、黒潮町空き家等対策計画の見直しについてのご質問にお答え致します。

現行の黒潮町空き家等対策計画につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条において、市町村は、その区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空き家等に関する対策についての計画を定めることができるとなっており、平成 28 年度、平成 29 年 3 月に当町においても策定しております。

この計画は平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の期間であり、令和 2 年度が最終年度となっておりますが、人口の減少、社会的ニーズの変化などに伴う空き家の増加や、適正な管理が行われていない空き家の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたり問題となっているところです。

今後におきましては、まず計画見直しに向け、同法第 7 条による、空き家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する協議を行うための協議会を本年度中に組織するとともに、平成 28 年度の実態調査後の 5 年経過となることから、新たな空き家が発生し、結果として、時間の経過とともに所有者による適正な管理が困難

となる空き家が増加していることも考えられるため、計画最終年度でもある来年度に改めて空き家の実態調査を行い、計画の見直しを行いたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

空き家に、現在は老朽住宅に主眼を置かれておりますが、やっぱり空き家というものの中には、老朽以外でも困る、問題のある空き家があるのはご承知のとおりでございますので、速やかにその対策に当たれるように制度を見直していただきたい。

特に、所有者が分かっている場合の対策、所有者が分からない場合の対策ございますが、いずれにしても、最終的には行政代執行ができる、することが可能な法律を作っておるわけでございますので、それなりに前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

やはりそういった問題のある住宅があるわけでございますので、ぜひ速やかに対策を立てられて、住民が困らないような行政運営に努めていただきたいことを望みまして、次のカッコ3番の、佐賀漁港泊地にある排水口の改善計画を問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ3の、佐賀漁港内の排水口の改善計画についての質問にお答えします。

議員からこれまでも同様の質問がありましたが、この排水口は、明神の佐賀漁港内の泊地内に流れ込んでおります。好天時には、河川の水位と海面潮位の関係によりバックウォーター、逆方向への遡上が発生し排水ができず、市街地では内水氾濫が発生したことがありました。

佐賀漁港内の排水の回収につきましては、干満潮位の関係や内水氾濫の関係から、逆流防止のゲートや水門等での回収は運用上難しいとの回答を、幡多土木事務所から得ています。

内水氾濫の対応としましては、町としましては、流れ込む排水路の維持管理を定期的に行っているところでございます。

抜本的な解決を図る手段として、昨年度には計画準備として、他の市町村の排水ポンプ施設の調査を行ってきております。また、本年においても、県漁港課との事業計画に向けた排水ポンプ施設について事前協議をしてきているところでございます。

しかしながら、過去のデータを示す効果検証が十分でなかったことや、用地関係やあるいは流末処理、既存の水路の断面決定、注水面積等々の具体的な、テクニカルな技術検討が非常に難しくて事業計画に結び付いていないのが現状であります。

現在、来年度の採択を目指し、情報収集を進め検討しているところでございます。

具体的な排水計画では、地形的なこと、その他排水能力、用地関係、先ほど言いました流末関係、費用対効果等、効果調査を行うことが必須となり、来年度にできれば事前調査を行うべく予定しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

せっかくお金を投入して造った施設ではございますが、その効果が100パーセント発揮するためにもですね、

速やかな改善が必要であるというように考えておりますので、来年度については調査費をきちっと計上してくれることを、調査することを要望しまして、その質問は終わりたいと思います。

それでは5番目の、山林の評価の在り方についてです。

カッコ1番、昭和40年度の固定資産税の山林1平米の評価額と、ヒノキ1立米の価格は幾らか。諸物価が10倍以上になっている現在ですね、令和元年度の山林1平米の評価額と、ヒノキ1立米の価格は幾らか問います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員の、昭和40年度の固定資産税の山林1平米の評価額とヒノキ1立米の価格ならびに令和元年度の山林1平米の評価額とヒノキ1立米の価格についてお答えを致します。

昭和40年度の課税資料につきましては、54年前ということになります。旧大方町及び佐賀町の昭和40年度当時の書類については保存しておりませんので、お答をしかねるという現状でございます。

なお、令和元年度の山林の課税標準額は、1平米当たり7.5円から17.4円となっております。

ヒノキ1立米の価格でございますが、森林組合等に確認を致しましたが、昭和40年度の価格は不明ということでございました。

平成30年度の平均価格につきましては、高知県の森連に確認致しましたところ、1万5,030円というふうに聞いてございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

これはね、住民の財産に対する税を賦課するところの一番大事な部分でございますので、私はもうちょっとね、資料を大事にしてもらいたいと思うわけです。

私の手元の資料では、昭和40年の、これは全国の平均ですよ。山元立木価格では、ヒノキが1立米当たり1万645円となっておりますね。それが、平成28年では6,284円。

で、最近はもっと下がってますね。特に高知県の場合はね、この6,000円を割っちゃうがですよ。山元の立木価格というのは。だからね、諸物価ということから考えていくとね、ものすごいその下がりようなんです。ね。

皆さん、ほんで私の手元の資料ではね、41年の平均山の評価額、2円となってるんです。千平米。多分、現在は、ちょっとぼかした言い方したんですけどね、多分13円か14円ぐらいのところでは評価しちゃうと思うんですよ。これ総評価額をね、面積で割ったら出るんですよ、簡単に。なんぼかいうがは。だから、評価委員に質問したわけよこれ。ものすごい、その諸物価の上がりようなんです。40年から言うと。諸物価がこう上がってる。しかし、山元の立木は下がってる。評価額は、これね、13円。今のになったのはね、60年から私の資料では13円になっとるんです。平米当たり。

ほんで、山がうんと景気がええいうたときもよね、これは昭和55年で4万2,947円。だけどね、諸物価はこれの倍になっちゃうんです。ね。倍に。評価がね、このときは10円。前後して10円になります。総評価で割ったものですよ。

そういう状況でございますので、これは大変なことだなあと。さまざまな公費は、構造効果は上がりゆう中でよね、年金等は前から言われておるように、福祉年金と名が付くものは月3万です。それは上がってない。

ほかの年金も一緒。

ほんで農産物も、僕が前農家の方に伺いましたら、昭和40年頃ですか、一番ええときから上がってない。そういえば、店屋へ行ってキュウリの値段をふっと見ても、大体変わってないですね、昔から。燃料は上がりゆうですよ。ほかのもんは、構造効果は上がりゆう中で上がってないんで、だからこの一次産業がものすごいところへ、これは追い込まれたなあ。魚も、あまりよろしくないというお話。米も安い。

そういう中であってですね、この評価はそのままでいくというのは、どうもよろしくないんじゃないかと思うんですが。カッコ2番の、見直しをする考えがあるか問います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員のご質問の、山林の評価額の見直しにつきましてお答えを致します。

地区ごとに標準的な土地を選定しまして、その時価、売買実例などによりまして、その時価に批准して、各筆の評価を行うこととなっております。

固定資産税の土地の評価、山林につきましては、その土地に定着しております立木、野菜などについては考慮を致しておりません。

評価の基準に加味されるのは、斜面の傾斜や土層の厚さ、また、道路からの距離などでございます。そういった評価基準に大きな変動がなければ、山林単価は変動しないということになってございますので。

実際のところ、近隣市町村も同様に、ここ数十年、山林の課税標準額に変動はないことになってございますので、今後の見直しについても考えてないということでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

森林環境税とかいうもんも、36年からですかね、もう間もなく掛かるということに。この平成36年、まあ令和に直すと少し変わるんですけど、これはね、1人1,000円掛かるんですよ。36年から。今、環境税の譲与税が来るいうて喜びゆうけどね、後で大変なもんが待ち構えちゅう。1人当たり1,000円、また税が上積みされてくる。それは平成36年から。大変なものが、山には待ち構えておる。

だから、森林の経営管理制度が新しくできたとか何とか言ってもですね、元のところが追いつかん。さっきの言った山の木も下がってきゆう。これ、山は町に取ってもらいたいいうても、町も取らんがですよ。町も分収造林やちゅう。あれ40年契約のはずや。伐採してよう売らん。そこまで山は追い込まれちやうがですね。人が山に生きていけんちゅう。

その評価等についてはですね、評価委員そう言いましたけどね、これは大変難しいのは難しいですけど、この国と県が関与してくる部分もあってですね、ご承知のように。これ、指定市町村の決めて、県は。そこで例を何点か取って、高いやつからその標準評価額を押さえなさいというのが、このこれよね、固定資産評価基準ながですよ。だから、そこをきちっとしていく必要があると思う。それはね、いくら県がやる、国がやるいうてもね、払えんものは払えんがですよ。義務じゃ言われても。金さえあつたらね、幾らでもみんな税払いたいですよ。けどね、払える元がない。山にお金がない。そこを僕はしっかりとね。

この、何か標準値を決めていく言いましたね。標準の自治体の名前と、それから、それに倣って黒潮町も各山の評価しゆうはずですので。一体、どこそこの何番地をそういう形の標準値にして評価しちゅうわけですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

先ほどお答えを致しましたように、ここ十数年来に批准を決めてですね、その土地を決めて評価をしてないのが現状でありまして、その土地の今を示すところを持っておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

いやね、何のために評価委員としてこの場で立候補して、我々みんな賛成で議決した。可決。同意議案、賛成。

もうちょっとね、それでもって税を掛けようがですよ。賦課しゆうわけ。だからよう払わん状態になったら、今、いろいろな人からお話があつて聞くんですけど、山は要らんと。要らん言うけど、相続放棄すると親せきに迷惑掛ける。仕方がないき持つかというのが現実ですね。だから、県外の人がたくさん持っているような方向にある。だから、いくら法律を作ってもね、うまくいかんがですよ。登記せん者には罰を食らわすというようなことも考えゆうけど、やはりこれね、もうちょっと実情に合った評価をする必要がありますが。

ほんとに、する気がないがですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

近隣市町村および県の方にも問い合わせを致しました。

県の方にしましてもですね、当面、標準額等の見直しをする予定がないということでございます。

県内含めて見直しがないとすればですね、黒潮町のみ標準値を決定して、そこで評価を行うみたいなことにはならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

（矢野議員から「ちょっともう時間がないきね。副町長、今、県内で標準となった市町村の名前をお聞きしたけど、それからそれを基にした黒潮町の字地番が分かっちゃうはずやき、それがどこどこですかということ先ほどお聞きしました。もう時間がないので、お答えください」との発言あり）

議長（小松孝年君）

答弁漏れ。

副町長。

副町長（松田春喜君）

申し訳ありませんが、その資料については手持ち資料で持ち合わせがございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それじゃあね、この議会が終わるまでに資料出してください。

議長、いいですか。答弁なっちょらんがですよ。通告はしちゅうがですよ。答弁なっちょらん。これだけみんな悩みゆう。税が高いき。山も要らん言う。

この前、私の知っちゅう人らあ、名古屋の人がもう登記しましたよ。仕方がないいうて。それが現実になっちゅうが。だからね、環境じゃ何じゃいうてやっても、すぐまた。1人頭、今1,000円言うけど、あと2、3年したら、これが2,000円になるかも分からんでこれ。

そういうところへ田舎は追い込まれちよるんで、よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 34分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長から発言を求められております。

これを許します。

副町長。

副町長（松田春喜君）

先ほど矢野議員からご質問のありました山林評価の見直しにつきまして、評価の基準地のご質問がありました。そのことについてお答えを致します。

まず、町内の基準地につきましてでございますが、4カ所ございまして、不破原、そして、佐賀、加持川、市野瀬ということになってございます。

地番につきましては、個人の特定もありますので、今回の資料からは削除させていただいてございます。そして県内の基準地7カ所につきましてでございますが、土佐町、そして北川村、物部村、いの町、須崎市、四万十町、梶原町ということになってございます。

ちなみに、四万十町の課税標準額につきましては21.2円ということで、平成元年度からの変更はされていないという状況になってございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで副町長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

7番（濱村美香君）

通告書に基づき、1、地域活性化について質問を致します。

現在、地域の中では、健康寿命の延伸のため、また地域活性化のため、町内各地区、創意工夫を凝らしながら自主的な取り組みが行われています。

カッコ1の質問です。人生100年時代という言葉を目にする機会が多くなりました。定年退職後、または仕事の引退後の時間を、地域の活動に尽力して下さる方も多くなっています。

行政から地域活性化につながる活動に対して、地区ごとに支援しているものとして、現在どのようなものがあるか問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは濱村議員の、地域活動に対しての支援につきまして、お答えを致します。

本町では、担当部署の業務に応じ地域への支援を行っておりますが、主に備品や施設整備が中心の取り組みは除きまして、ご質問にある地域の活性化につながる活動に対する補助制度について、幾つかご紹介をさせていただきます。

まず、総務課、地域住民課では、地域維持活性化交付金がございます、町内の各地区が実施する地域集落の維持および活性化のために行うコミュニティ活動の取り組みに対し、交付金を交付させていただいております。

次に、企画調整室では、まちおこし事業補助金がございます、婦人会やスポーツ団体などの公共的な活動を行う団体の活動に対して補助金の交付を行っております。

次に、教育委員会では、郷土芸能保存育成費補助金や青少年健全育成助成事業がございます。

郷土芸能保存育成費補助金は、太刀踊りなどの郷土芸能の保存や育成、後継者の養成などに対しまして、補助金を交付するものでございます。

青少年健全育成助成事業は、財団法人自治総合センターの補助事業の対象となるスポーツ活動やレクリエーション活動、文化活動に関する補助金の交付となります。

この事業のほかにも、活動に対する支援につきましては、国や県、町、そして社会福祉協議会などの外部団体が行うさまざまな事業、方法がございます。

活動内容等をご相談いただきましたら、内容に則した補助事業等をご紹介するなど対応してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

各地区でさまざまな活動、お祭り、そういうものがあって、そこに助成をさせていただいていることは理解ができました。

そんな中でも、それに当てはまるかどうか分からない。自分たちで月一回でもモーニングをしようと自発的に活動されている方や、週一回健康体操をしようとか、ヨガをしようとか、遊歩道の整備をして地区外の人を呼び込んで、地域活性化をしようという取り組みが、各々行われています。

そのようなときに、地区要望で挙げてもなかなか通らないとか、どこに相談をしていいか分からないという声を聞くことがあります。それが地域住民の声だと思うんですけども。

このようにこう、住民が、何かこう、こうしてほしいという思いが出たときに、相談する窓口、助成金の相談、物品購入等の支援を必要とする場合、どこの窓口に行けば、できませんとか、お金がありませんと言われることなく、一緒に考えていただけるか。そのような窓口はありますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

基本的にはどこの窓口に行かれてもですね、そういったご相談にお答えできるというのが、行政の姿勢でございます。

しかしながら、なかなか満足いく対応ができていないのではないかというふうにも思いますけれども。実際にはですね、各事業の内容をご相談していただければ、その担当課以外の事業であっても、その目的に則したものを探していく、横のつながり、連携を持っていくというような姿勢で対応しておりますので、まずは、関係するであろう所にご相談していただく。もしくは、また私どもの方にご相談していただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

まずは、企画調整係ということでいいでしょうか。

どこに行ってもいいか分からないというところに対しては、ほんとにどこに行ってもいいか分からない方もいると思うし、この活動はどこに当てはまるんだろうというところが分からない場合もあるかもしれません。そういった情報の不足によって、住民活動が停滞することもありますし、せっかくいいパワーを持っているのに、なかなかそれが形にならないということもあるかと思っております。そういうときに窓口が一つ絞られていけば、横につながっていくというものもこれからは必要なんじゃないかなというふうに思っています。

それで、区長の方から地区要望というふうに挙がってくるケースも一つの住民の声だと思うんですけども、その地区要望として挙がってくることで、年間どれぐらいの件数が地区要望として挙がっていますか。ざっとで構わないので、お願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

地区要望の件数ということですが、資料をちょっと見てみます。

地区要望の件数につきましては、令和元年度で約505件程度の要望があります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ありがとうございます。

500件を超える地区要望等があるようなんですけども、その内容について、ざっとでいいんですが、一例で構いません。可能な範囲で、どのような要望があるものでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

地区要望は、基本的にハード整備の要望が多ございます。

例えば道路の補修であったり、雑木林の撤去であったり、そのような要望が多いというふう感じておりま

す。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ありがとうございます。

道路を整備するというと、一見ハードの整備だというふうに思って、まちづくり課に相談に行ったり、建設課に行ったりする、素人はそういうふうに思うんですけども。

でも目的が、そこで暮らす住民が転倒をしないように、上り口の所を整備していくとか、あと、自力で歩けるようにとか、その道が悪い所の先に住む方たちが引きこもらずに済むようにだとか、地域の集いに参加しやすいようにだとか。参加をすればつながりが生まれるっていう所、そして、災害時の助け合いとなる、また安心して避難できるとかいうことになると、入り口はハードの整備かもしれませんが、結果、その成果はソフトの整備としてつながっていくということも多々あると思うんですね。表面的に、道の整備だけを済ましてそれで終わりでもなく、その要望の 500 の中にはひよっとすると、例えばこの遊歩道を整備してもらいたいとか、そういうことがあって、そこにはたくさんの人を呼んで年間 4 回ウォーキングをしようとか、そのときには地域の人たちが何かおもてなしをして広げていこうとか、そういう願いもこもっているかもしれないですね。

そのさび分けというか、判断、仕分けはどのように、今現在されていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それではご質問にお答え致します。

議員がおっしゃるように、相談があった場合、その相談内容はハード面の相談でありましても、本質的にはソフト面の相談であるといったこともあろうかというふうに思います。

やはり相談の内容をしっかりと聞き、相談の本質といいますか、問題点、困りごとについて、何を解決すべきなのかといったようなことまで考えまして、しっかりと判断するというような対応でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

しっかりと横のつながりを持って柔軟に考えてくださるということで、少し安心はしましたが、それでもやはり、何年も、何回も何回も繰り返し地区から要望出ているケースってあると思うんですね。

そういうときには、何でこの要望が取り下げられないのか。どういう目的があるかっていうことを住民はうまく伝えられないと思うんですね。ただこの道を直してくださいとか、地区要望として挙がってくるだけで、なかなかその、その先に隠された目的っていうのをなかなかうまく伝えることもできなければ、やりとりがないとなかなかそこを読み取ることもできないので、そこをしっかりと聞き取り、これから先は介護予防にもお金を掛けてくださるということなので、地域の活性化というか、元気づくり健康づくりにつながるようなことであれば、そちらからの施策はないかとか、そういうふうな関係を見ながら、再三再四、一度で、無理です、

お金がないですとかいうことで流されるんじゃないかって、何度も何度も訴えている地域があれば、それはどういうことを目的に、どういうことをしたいのか。その先にはどういう夢があるのか、みたいなところをしっかりと協議をして、取り上げていただきたいなというふうに思います。

地区の方も一生懸命考えて出していると思いますので、介護予防の面とか、いろいろそういうところも含めて、再三再四、検討をしていただきたいと思います。

これで、要望のようにはなりません、すみません、一つ目の質問は終わります。

次の、2、地域共生社会に向けての質問に移ります。

これまでの考え方として、子どもは子ども、障がい者は障がい者、高齢者は高齢者というように、世代等を限定した集いが主流になってきていました。

核家族化が進み、世代間交流の機会も減っています。そのことによって、高齢者疑似体験等を通じて高齢者の気持ちを知る必要があり、車いす体験を通じて車いすの方の気持ち、不便さを体験する必要があります。そして、認知症の方に触れる機会がないことは、認知症の方への不理解を招くこととなります。そのために、認知症の人を理解するために勉強会も必要になってきています。

そこで、カッコ1の質問です。地域で共生するということは、子どもから大人までが一つになり、互いに支え合いながら暮らすことをイメージします。

現在、黒潮町には、地区サロンが各地で開催されています。現在のサロンの利用状況を工夫し、共生社会の考え方を地域に広めていく方針はないか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、濱村議員の一般質問の2、地域共生社会に向けてについてのカッコ1についてお答え致します。

まず、地区サロンの状況について答弁させていただきます。

地区サロンについては、地区単位で高齢者の生活支援につながる仕組みづくりを目指し、地域支援事業、一般介護予防事業として、介護保険特別会計の予算を活用して実施しています。

地区ふれあいサロンは、介護予防に資する地域活動組織、ボランティアの育成および支援、閉じこもり防止、高齢者の生きがいとなる活動の場の提供、高齢者同士や地区住民同士の交流となることを目的として、地区の自主性、主体性を尊重して実施しています。

対象者は、黒潮町に暮らす高齢者としています。

地区サロンのスタッフについては、健康づくり推進員、食生活改善推進員、健康づくり婦人会、民生児童委員、区長、その他ボランティア、保健師等がスタッフとしてかかわりますが、保健師以外のスタッフについては、地域によって相違があります。

内容については、保健師による健康相談、健康教育、健康体操、レクリエーション、手芸、講演などの実施や昼食会を開催しています。

平成30年度までの課題としては、サロンを実施しているほとんどの地区において、行政の方で日程や内容等の計画立案から実施に至るまでを全面的に支援する状況にありましたが、今年度当初からは、各地区が自主性と主体性を持って実施していただけるように、変換を図っている状況にあります。

現在、黒潮町全体の39カ所のうち、支援を必要としない所が6カ所、計画を立てる際に支援を必要とする所が10カ所、これまでどおり保健師の支援が必要な所が23カ所となっています。

平成29年度に開催した地区サロンのボランティア研修から各地区へ周知を図り、今年度より、実施個所の自

主性、主体性を持った取り組みになるよう進めている状況にありますので、地区の自立した取り組みができる個所が増えるよう取り組んでいきたいと考えております。

このような中、サロン利用状況を工夫し、共生社会の考え方を地域に広めていく方針はないかとのことですが、先に現状を述べさせていただきましたが、地区の自主性、主体性を持った取り組みになるよう進めている状況にありますので、各地区の中で世代を超えた交流を図りたい希望などがあれば、支援をしていきたいと考えております。

まずは、交流を図って、お互いを知っていくことが大切ではないかと考えます。そのことで、お互いに気にし合える関係が生まれてほしいと考えるところであります。地区サロンでは、小学校や施設入所者との交流を自主的に行っている地区もあります。

地区サロンの参加者については、一般介護予防事業として取り組みを進めていますが、健康教育であったり、講演などの内容によっては、子ども、赤ちゃんを連れてのお母さんが聞きに来ることもありますし、64歳までの方はボランティアメンバーとして参加していただき、その中で健康教育や講演、レクリエーション等、一緒に参加していただいている状況にあります。

また、地域によっては、自分たちが楽しめる内容で実施したい地区もあつたり、世代を超えた交流を望まない地区もあつたりするため、各地区のニーズにあつた内容で、自主性、主体性を尊重した取り組みとして継続が図れればと考えるところでもあります。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

現在の地区サロンは一般介護予防事業からということが主流のようですので、なかなか、子どもや障害を抱えた方が自由に参加できるというイメージもないです。

講座によっては子連れで参加されたり、子ども連れで参加されたり、若い世代の参加もあるということですが、地区の高齢者に限定した地区サロンということです。

今年度から自主性をということで、その前の年に担当課がボランティアさんに説明をしたときに、何もかわってもらえないのかというボランティアさんたちが大炎上したこともありまして、その混乱をやっぱり1年、2年かけて今、支援を続けながら、徐々に住民の方主体になっていくところへ持って行ってるところだと思います。

住民の方の力がないと、この地区サロンっていうのもなかなか前に進んでいかないと思うし、いくらあつたかふれあいセンターがあつても、各地区にあるわけではありません。自分の住んでいない地域にセンターの拠点があつて、そこまで行かなければならない地区もたくさんあるので、私としては、この地区サロン、とても大事な機能を果たしていると思います。顔の見える中で助け合えるっていう一つの間だと思んですけども。

一般の介護予防事業でありますけど、現行のサロンに子どもや障害がある方が参加しても差し支えはないんでしょうか。特に、来るのは自由だと思うんですけど、一緒にそこで昼食をすとか、そういうことも可能でしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

地区サロンに子どもや障害のある方が利用するというので、対象者としては、先ほども申しましたが高齢者としておりますが、利用者への縛りはなく、どなたでも利用できるというような状況になっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

今年度のサロンの計画を見ますと、7月から8月にかけて、20地区でサロンが実施されています。そこに、もし夏休み等の長期休暇に開催されるサロンに地域の子もたちが一緒に来て、ごはんを食べられるようになったとすると、あえて子ども食堂をあちこちに造らなくても、自然に地域で子育てができる場が生まれるんじゃないかというふうに思います。親も、たった夏休み1回であっても、安心して仕事に出られる、そんな日が出てくるんじゃないかと思うんです。長期休暇で孫の帰省があるからといってサロンを休まれる方も、安心してそのお孫さんと一緒に、その月1回、数カ月に1回のサロンに参加できるっていうふうに変化していくと思うんですが。

先ほど、地区サロン、やっと自立し始めたばかりで、今以上についていうところは多分難しいかもしれないですけど、大丈夫っていう余力があるサロンに関しては、長期休暇に子ども食堂も併設して、自然な形で多世代交流とか、地域で子どもを見守る場だとかいうふうな、柔軟なサロンにはなり得ないか、質問します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

先ほど答弁の中でですね、29年度に地区サロンのボランティアの研修会ですね、地域で自主的、主体性を持って活動をいうことで、今、進めている状況です。

それから、どうしてもまた子ども食堂で、この地域でいうことですね、行政の方から計画とかいうふうになれば、また、全体的なサロンがですね、また、元のようにですね、行政が計画から支援をしていくような形に返る恐れもあるというように考えます。

議員がおっしゃるように、地域共生社会を住民の方にですね、各地域で啓発していくことは大切とは考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

介護予防事業のみで地区サロンを捉えると、そういうふうな形になってくるかもしれませんが、子ども食堂という、やはり子育てだとか、あと次世代の担い手育成っていう意味から、やっぱり健康福祉課だけの課題じゃないと思うんですが、子育てという意味では、やはり教育委員会の方も、どういう、そこに沿っていく、協働するっていうことも必要になってくるかと思えます。

教育委員会の方では、そのことに、サロンと子ども食堂、子ども食堂という言い方がとても堅苦しいんですけど、サロンに子どもが来ていいよという形にちょっとでも協力というか、協働というか、そういうことが可能かどうかお伺いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

私の経験から申し上げまして、高齢者と子どもが1つの所で交流するというのは、高齢者も非常に元気になりますし、それから子どもたちも非常に学ぶことが多いというのが私の実感であります。

従いまして、制度的に問題がなく、それから受け入れしていただくサロンの方が対応していただけるのであれば、子どもたちがそういう場で交流をするというのは、この地区サロンに限らず、我々としては精いっぱい、その実行に対して支援もしていきたいと思っておりますし、それから、関係者、特に学校、保護者等の調整は一生懸命図らせていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

町内には1つ、毎月1回開催されている子ども食堂があります。けれども、1年以上経過をしまして、やはりほんとうに見守りが必要な子どもたちが来られているのかとか、地域の中で、ほんとうに問題なく過ごしているのかとか、そういうところがあまり表面に表れてこないというか。読み取る側の大人の側にも、課題はあるのかもしれませんが。やはりそこらへんの部分は、やはり地域の先輩方というか高齢者の方、ボランティアの方たちは、鋭い視点を持ってその子どもたちを見つめてくださると思うんですね。

そういうときにやっぱり、あえて子ども食堂という名前は付けなくてもいいと思います。ただ、夏休み、冬休み、春休みに開催されるサロンの所に子どもたちを、ちゃんとお昼ご飯を持って来させていいかっていう働き掛けをしてはいただけないかというふうに思います。

無理だという所には強要はできません。可能って所があれば一つでも、その地区でサロンに子どもたちをという共生型のサロンを一つでも造っていただけたらと思うんですが。

その可能性はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

地区の中でですね、子どもたち、世代を超えた交流を図りたいというか、希望があればですね、先ほども最初の答弁で申しましたが、支援をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

支援をするというのは使いやすい言葉なんですけど、具体的に、どのような支援があるかっていうのを少しだけ教えていただけたら、また住民側としても、そこに向けてイメージすることもできるし。

少し具体的に、どのような支援があるかというのを、健康福祉課長や教育委員会の方から教えていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答えします。

どのような支援ができるかということですが、年に1回ですね、地区サロンのボランティアの研修会を行っております。その場でですね、世代を超えた交流を図って、子どもたちをサロンに一緒にというようなことはないですかというような希望を聞くとかですね。

その研修で、全部の各地域にですね、1件1件当たるといのは、今の状況ではちょっとようしないと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

ちょっとあまり深く考えてなかったの。今考えましたところ、一つは、関係者の調整を十分図って、そのことが周知をされ、保護者も、それから子どもたちも、ぜひそれは利用してみたいというような情報がしっかり伝わるということ。これをするということと。

可能かどうか分かりませんが、例えば、準要保護世帯、要保護世帯等の児童が、そういう所を利用した場合の利用料等がもし要るのであれば、例えばその回数に応じて援助をするということも、一つ方法ではなかろうかと思えます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

やはり、誰も一遍にというわけではなく、ほんとに限られた子どもたちになるかもしれませんが、一人一人の様子を見たり、世帯世帯の都合を見たり、状況を見たりして、やっぱり細かな目配り気配りと、支援をしていくことはとても大切だと思います。

サロンの中でも、実はサロンに来ていない方が一番課題を抱えていたりします。その来ていない方の情報収集の場でもありますので、これから先、小学校によっては子ども民生委員という話も出てくるかと思えます。学校の方針にもよりますが、子ども民生委員の力を借りて、避難行動を促進しようとか、日ごろの声掛け、見守り、あんたに声掛けてもらえるがやったら頑張らないかんねとか。そういうふうにご啓発してこういう取り組みも進みつつありますので、あえて訪問するんじゃなくて、高齢者が集まる場に子どもたちも自然に集まって交流する。高齢者から学ぶこと、学ぶ機会をつくる。そして、子どもたちがお世話になっているサロンに対しては、その保護者たちも、きっと次の担い手として意識ができてくると思うんですね。

なので、そういうふうにつながりをずっと、世代世代でずっとつながっていくためにも、高齢者は高齢者、障がい者は障がい者、子どもは子どもじゃなくて、そういうふうな柔軟な考え、横につながりつつ、一つのことを支えていくっていう方向性がこれからは必要じゃないかと思っています。

そのように、サロンの方も無理のない範囲で。今、住民の方たちは、あれもしなければならぬ、これもしなければならぬ、また言うてきた、どうしよう、ということで大変になっています。なので、無理のない範囲でというところを押さえておきながら、できるところはってところで、少し考えの幅を広げていただきたいと思います。

また提案型になりますが、町長、そんな感じで進めていただければと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

各種ご提案いただきましたけれども、聞く限りですね、どこにも何の障害もないと思われま。また、目指すべき方向性はきっとそうあるべきだろうなというのは、共通の認識です。

あったかふれあいセンターの説明のときによく言うんですけど、ある意味ほんとは自然な形で、サービス提供者も受給者も関係ない、枠組みのないような形が一番ベストなんでしょうけれども、一定スタートはそういうことになると思いますが、たくさんのサービス提供者の方と受給者の方がこう向き合って、たくさんの密を重ねていかれるとですね、やっぱりサービスの種類とかクオリティーがだんだん上がって行って、こういうことは社会的にもいわれていることであって。恐らくサロンが次のステップにいこうとするのは、これまでの諸先輩方がやってきていただいたサロンの蓄積であったりとか、あるいはそこに、あったかという仕組みが入ってきたりだとか、そういったことの集大成だと僕は思います。

従ってですね、先ほど、無理のない程度にというようなことがありまして、今、地区の方の主体性にちょっとスライドしている期間ということもありますけれども、一定はですね、行政の方もしっかりとした考えを持って、お願いすべきはお願いしても、地区の方からは強固に反対されるということはないと思いますので、少し内部で整理をさしていただいて、すべての所で一斉にスタートということにはならないと思いますけれども、少し1つでも2つでも前に進めたいと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

前向きに協議をしていただけるということでした。

地区サロンも、減ってはいけないと思うんです。今ある形をうまく継続できるような支援と、そこにちょっと多世代交流、障害を持った方もふらりと立ち寄れるようなサロンの形になっていくのが、理想の形だと思います。

私たちがいつ認知症になるかも分かりませんし、いつ体に不具合が起こるか分かりません。そういうときに、互いにほんとに理解し合って、助け合えるような地域社会をつくる必要があると思っておりますので、これからもいろいろな取り組みや仕掛け、そういうことを一緒に住民と考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩します。

休 憩 14時 07分

再 開 14時 20分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

4番（山崎正男君）

それでは議長の許可を得ましたので、私の方からは教育対策について、少子化対策について、入野松原対策について、防災対策についての4点でお伺い致します。年の瀬も迫り、大変忙しい皆さんの間において質問致しますけれど、どうぞ的確なご回答をお願い致します。

まず、第1点目となる教育対策について、学校教育についてお聞きします。

1、学校の予算配分は十分かということでございます。学校の予算が少ないために不自由していないか。また、在庫のできるものの処理はどのように管理していくのか、ということでございます。

学校の予算はそれぞれ教育のために、知、徳、体、それぞれの教育目標を達成するために大きな予算枠を取って年間5億から6億、こういう予算枠を取って頑張っておるわけですが、いざ配分する段階で、各学校、校長関係とか各職員の中で予算が少ないとか、そういうような感覚で持たれているところはないのか。配分は十分にされているのかを聞きます。

また、その在庫の管理は相反するものでございますが、我々のこの行政で持つ予算の大事な面、年度末になってかなりのものが余る。こういうことではいけませんので、それなりに的確な配分が必要と思います。

取りあえず、お聞き致します。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは山崎議員の、学校予算のご質問にお答えを致します。

学校教育にかかわる予算の編成につきましては、毎年9月末までに各学校が必要な経費を積算致しまして、予算要求書を作成しております。それに基づきまして、教育委員会事務局が各学校に足を運び直接学校長などにヒアリングを行い、現場や実情を把握した上で10月末までに学校教育係が予算要求書を作成しています。その上で、11月に教育長にヒアリングを実施しまして、教育委員会全体の予算書を完成させております。その後、総務課長、副町長、そして町長査定を経まして、議会にご提案をさせていただいております。

その過程におきまして、財源の確保などの問題から各学校の要望した経費のすべてが予算化されることは困難ではございますが、教育現場の声を反映した予算配分に努めております。特に学校が取り組みたい重点事業については、自主性、自立性ある学校づくり、特色ある学校づくりの観点から、学校の意向を取り入れた予算編成に取り組んでおります。

また、在庫のできる消耗品や備品などについて、軽微な消耗品や物品の調達、維持管理、そして廃棄の一連の業務が迅速で効果的に学校で完結できるように事務整備を実施しております。

なお、金額が多額な物品や修繕およびすべての学校に共通する物品購入、例えば理科教材振興備品の購入については1校当たり40万円を予算配分し、また、これまで保護者が負担をしておられました市販のプリント購入費につきましては令和元年度から1児童当たり1,000円を予算配分し、教育委員会事務局と学校事務支援室が予算執行をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

教育次長の答弁でございますが、私が質問した予算が少ないのではないかとというようなことに対しては教育委員会としてどのように考えておられるか。妥当であるという考え方か。

それから、その在庫、学校は取りあえず予算配分されたらいろんな消耗品からそれぞれ使いゆうわけですけ

れど、年間使用した、細かいものですけれど事務用品、それから用紙、それから備品とか薬剤とか、いろいろ出てきます。で、年間予算で購入して、多めに購入して余るとかというようなことがあるかも知れませんがその在庫管理、こういうものはやられているかどうかということも聞きたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

不自由をしておるかという形の部分だと思いますが、その不自由をしているという現場からの声は挙がってきておりません。ただし、年度途中で不足が生じる場合はですね、補正予算要求を行いまして学校運営に支障が出ないように取り組みを進めております。

また、その在庫の管理の件でございます。一括した見積もりを取りましてそれで学校に配分ということでは今はしておりませんでして、それぞれの学校が在庫の部分を管理致しまして、それで随時、文房具の部分で不足が出ましたら、それで学校の方から直接業者さんの方に連絡して学校の方に持ち込んでいただくという形の部分をしておりますので、随時補充をしておりますので学校の現場で教材が不足するということは生じてないと思います。

また、そういうような形で年間回しておりますので、余分にこう余って積み重ねておるといような状態ではないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

学校予算、十二分に活用されているということであろうと思いますけれど。

この教育の面でも、この予算の合理化、効率化、こういうことは考えていかないけませんので、その学校の教育振興に当たりそのPDCAの考え方、これらも浸透しておるでしょうかね。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

学校の予算の管理ということの部分で、PDCA サイクルはいかがなものかということでございますが。その部分につきましては、この行っております各学校の予算要求に対しましてのヒアリング、それから各学校からの独自のいろいろな事業が要求とされてきております。例えばふるさと・キャリア教育につきましても、各学校の地域性とか、そして子どもたちの育成のために取り組みたいという、そういう独自性ですね。そういうものにつきまして挙がってきておりますので、そのときにその事業に関しまして PDCA サイクルをしっかりと、その上での事業という形の部分で予算化を進めておりますので、それぞれの個々の事業、そして学校全体の PDCA サイクルにつきましては、しっかり回っておるものと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

学校の予算は、それぞれ学校の維持管理、それから教育目標に応じた活動事業、それから教育振興に必要な

部分、学力向上や心の教育、こういうものに使われていると思いますので、学校の先生方も十二分に働きができるように、今後の予算配分をよろしくお願いします。

1 問目は終わります。

2 番ですが、子どもの引きこもりやいじめ対策はできているか、どのような対策がされているか。

問題が起こらない対策、起きた後の対策はどうかということでお聞きします。

この問題は大変難しい、それから幅広い分野の関係者の方も必要です。実際、こういうことが起きない学校、黒潮町、そういうものであってほしいという観点から私は挙げておりますので、まずこの問題についてお聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは山崎議員の、引きこもりやいじめ対策に関するご質問にお答えを致したいと思います。

ご質問にお答えする前に、引きこもりと不登校の定義の違いについて整理をしておきたいというふうに思います。

まず、引きこもりにつきましては、厚生労働省において、さまざまな要因の結果として社会的参加、これには就学、就労、家庭外交友が含まれます。を回避をし、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。他とかかわらない状態での外出も含みます、とされております。

不登校につきましては、文部科学省において、何らかの心理的、情緒的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いたものとしております。

今回は、このうち不登校の状況についてご説明をさせていただきます。これにつきましては、先の9月議会で吉尾議員から、いじめ、虐待、不登校に関するご質問にお答えした際の内容とかなり重複する部分がございますけれども、前もってご容赦願いたいと思います。

町内小中学校における長期欠席および不登校の状況につきましては、昨年度、小学校では1学期2名、2学期1名、3学期1名。中学校では昨年1学期8名、2学期9名、3学期9名となっております。本年度につきましては、11月末の時点で4月からの欠席日数が30日を超えている児童生徒は、小学校で3名、中学校で5名となっておりますけれども、このうち中学校の1名につきましては、2学期以降登校ができております。

これら長期欠席、不登校児童生徒への対策としましては、定期的な校内支援委員会を開催をし、支援が必要な生徒に対して全教職員で情報を共有をして連携を取ること。一人一人の個性が認められる学校、学級運営を重視し、管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、学校での居場所づくりに努めること。ハイパーQUや生活アンケートなどの実施により、児童生徒理解を図りながら児童生徒の細かな変化を見逃さないことなどの手だてを講じていますけれども、残念ながら登校できない児童生徒がいます。

このような児童生徒のために適応指導教室としてくじらルームを設置をしておりますけれども、本年度は利用希望がないことから、現在のところ常時の職員配置には至っておりません。しかし、不登校傾向にある児童生徒が学校に行けなくてもくじらルームには行ってみたいと思ったそのタイミングを逃さずに支援を行うためには、利用希望があるなしにかかわらず、受け入れ可能な体制の基盤の構築が必要であると感じております。そのため、来期から青少年補導育成センターとくじらルームを同一場所に設置をして、同センターの職員及びスクールソーシャルワーカーを中心に即時的な対応を可能とするために、今議会に施設改修の予算を計上させ

ていただいたところでございます。

次に、いじめ対策についてお答えを致します。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点を持って、すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるための継続的な取り組みが必要であると思います。このため、学校教育では、教育活動全体を通じてすべての児童生徒にいじめは決して許されないことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこととしています。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われます。そのため、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要であります。いじめの早期発見のため、学校では定期的なアンケート調査や教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えていますが、学校だけではなく、地域、家庭と連携をしてすべての大人が児童生徒のささいな変化に気付くことも求められていると思います。

このほかの取り組みと致しましては、西部教育事務所管内の児童会、生徒会が、児童生徒が主体となっていじめ問題解決に向けた実践交流を毎年行っております。本年度は8月25日に宿毛市で開催され、当町児童生徒代表8名が参加をしたところであります。また、インターネット利用の家庭でのルールを幡多で統一するために、以前から幡多っ子ネット宣言を策定をし、いじめの温床となるSNS等の正しい利用について関係者で取り組んでいるところでございます。

(議長から「数の答弁するときは、もっとゆっくりやってください。メモができないのでお願いします」との発言あり)

議長 (小松孝年君)

山崎君。

4番 (山崎正男君)

教育長は不登校の関係で答弁されておりますけれど、それこそ引きこもり、こういう実態はあるがですか。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

引きこもりの実態はあるかということですが、引きこもりの定義については、先ほど教育長の答弁の中にありましたので省略させていただきます。

現在、町内で把握をしている引きこもりの方の人数は22人となっております。

まず、対応と致しまして、まず、引きこもりの方の情報収集が大切であり、本人、家族、地域などからの情報にアンテナを張り情報収集に努めています。しかし、本人や家族など、地域からの引きこもり等の相談は少なく、実際に引きこもりの方が地域にどれだけいるかの把握は困難な状況です。

何か情報等があれば、町役場の健康福祉課保健衛生係、もしくは佐賀支所地域住民課、保健センターへご連絡いただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この引きこもりも、不登校も、それからいじめ対策も、大変難しい対処の必要がありますが。

要は、こういう状況に至った方がおるとい現実であれば、じゃあいつまでにこういう方たちがなくなるような施策、親御さんも周りの家族もそれぞれが心配されながら、それから学校へも行かしていいものかどうか、そういう問題もあります。できるだけ我々社会全体がそういう環境を整えて、子どもさんの不安な心を解消する、これが一番大事ではないかなと思っております。

これからの問題ですが、今後の対策として実態がある中で、じゃあこういう方向で人数を減らしていく。年齢は毎年それぞれ加算されていきますので、だんだんと大人になるにつれて理解もできて変化もできる可能性もありますけれど、現実には学校へ行っている間に何年も心配しなければならない、こういう状況があるならば、早くそういうことをなくしていきたいと思うわけですけど。

教育長、もう一度そういう方向性を教えてください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

全くおっしゃるとおりでございます、不登校になる原因というのはさまざまあって、10 人いれば 10 人すべて背景が違うということで、一つの方法ですべて解決できることは実はございません。そして、当然、学校に行きたくても行けないという本人の心の中の苦しさ、それから学校に行かない子どもが家庭にいるという保護者の苦しさというのも、非常に大きなものがあるというふうに思っております。

従いまして、要は不登校になってから考えるということではなくて、不登校にならないように我々教育関係者が事前のさまざまな取り組みをするということが一番大事だろうと思っております。やはり一番は、学校が楽しいと。友達に会えること、勉強することが楽しいということが一番だろうというふうに思います。そうしますと、友達関係もうまくいかないといけませんし、授業がよく分かる、先生の話がよく分かるという授業を、しっかり教員もしていかななくてはけませんし、それから、どうしても子ども同士トラブルがありますけれども、そのトラブルをそのままにせずしっかりその場で解決をして一人一人の子どもの成長につなげていくような生徒指導、児童指導が行われること、もうそれがすべてだろうと思っております。

我々の力不足でどうしても学校に行きづらい、行けない子どもが現実問題出ているのはこれは間違いないことでございますので、なお一層、教職員の研修も含めて、それから教育委員会と学校との連携も含めて事前の対策を取りつつ、既にもう学校に来れない子どもに関してはスクールソーシャルワーカー等を活用しながら家庭との連携を図って、一日でも早く、あるいは少しでも何らかの形で登校、ないしはくじらルームへ出席できるように努力してまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ぜひですね、こういう事例が発生したときには学校の窓口、もしくは教育委員会の窓口で、保護者も踏まえていつでも相談できる、それから真面目な対応ができる、こういうことを大切に今後の施策として考えていただきたいと思います。今ないというわけじゃないですよ。それぞれあると思っておりますけれど、もう少し上を向いて、

黒潮町からこういういろんな事象が起きないようにぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

それでは3点目に移ります。学力向上のためにどのような対策を立てているか。現状と目標をお聞きします。

学力向上は、高知県が全国に比べてどれぐらいの学力なのか、高知県でもまだまだ低い。で、黒潮町はじゃあどうなのか。目標とするとこは、黒潮町にいる子どもらはすごいねと、すごい学力が伸びてきたねというところを見せてもらいたい。そういう町になってほしいというふうな願いを込めて、私はこの質問をしておりますので。

まず、学力向上のための対策、どのような目標を立てているかをお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは学力向上に関するご質問にお答えを致します。

一言で学力と言いますけれども、その解釈にはさまざまあると思います。学校教育法では、第30条第2項で、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識および技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に注意をしなければならないという、法律に基づいて学力の3要素というものが次のようにまとめられております。

1つ目としては、基礎的、基本的な知識、技能の習得。

2つ目として、知識、技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の獲得。

そして3つ目として、主体的に学習に取り組む態度の育成。

この新学習指導要領ではこの3要素をまとめて、確かな学力、そしてこれに豊かな人間性、健康、体力の3要素をまとめて、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けたい生きる力としております。

今年度から向こう5年間の第2期黒潮町教育振興基本計画では、学力を、1つとして自己の成長をもたらす自ら学ぶ力、2つ目として人や社会とかかわる力をもたらす共に学び合う力、3つ目として社会を生き抜くため学んだ結果の力、の3要素をもって学力の定義としているところでございます。

例えば、学んだ結果の一つとして毎年度実施をされる全国学力学習状況調査、いわゆる全国学テの結果があると思いますが、学力の定義が一つではないように、学テの結果が学力のすべてでないということをご理解いただけるのではないかと思います。だからといって児童生徒の学テの結果が低いということは決して好ましいことではなく、私たちは常に学力の向上という頂を目指して永遠にその努力をしていく義務があります。

そのために最も重要なことは日々の授業改善であり、特に学テの結果については誤答や回答累計から、児童生徒の個々のつまづきの原因を把握し、つまづいている単元までさかのぼって復習をさせ、理解を深めるようにしています。

さらに、放課後などの時間を使って学習支援員等と協力をしながら習熟に合わせた加力学習を実施し、個々の学力の定着と向上を図るようにしています。これまでの傾向も併せ見ながら、学校ごとの課題を明らかにして丁寧な分析が必要だと思っております。

その上で、児童生徒が主体的、対話的に学ぶための授業改善。具体的には、ペア学習やグループ学習などの学習形態、新学習指導要領を踏まえた1時間ごとの課題を明確にした単元構成に基づく授業計画の構築、自分の意見や考えを表現する機会を確保するノートの活用などに取り組んでおります。また、単元テストや学習シート、市販の問題集や過去問などに全学年共通あるいは学年に応じた取り組みを学校がチームとして取り組んでいるところでございます。

これらの結果、個々の児童生徒の学テの結果を上向きにさせることが目標にはなりますけれども、大事なことは、子どもたちのその先にある人生においてさまざまな情報や出来事、社会の課題を受け止めて、主体的に判断しながら自分を社会の中でどう位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、問題を解決し、より良い社会をつくり、より良く生きる力を持った一人の人間を育てること。これが教育の目的であり、学力を向上させなければいけない大きな理由であると考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

一口に学力と言いましても、教育長の言われるようにいろんな観点の判断があると思いますけれど。

少なくとも教育委員会から見て、わが町の各小学校、中学校、それぞれの生徒が県下の他の市町村、そういう方向から見てわが町は頑張りようと。私は褒めてやりたいというような観点をお持ちだったら、その旨を答えていただけますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

学テにつきましては、平均値ですべて公表というか集計をされます。大事なのは平均値ではなくて、個々の子どもたちの状態をしっかり把握することだというふうに思っております。特に最近、学校現場でよく校長先生が二極化ということを言われます。二極化というのは、要は真ん中に平均がなく左右に高い山が、真ん中に高い山があるのではなく左右に高い山があるということでございます。そうしますと、両方に高い山がある平均というのは真ん中のくぼんだ所になります。そうしますと、そこには児童がいない、あるいは少ないことをもってその学校、ないはその市町村の平均ということを論じやすくなりますので、そこは十分気を付けていくべきだろうと思っております。

なので、個々の子どもたちをしっかり見ながら、課題がどこにあるのかというのを把握をして指導をしていくことが一番ということだと思います。その点では、決して当町の先生たちが手を抜いているとは私も思っておりません。ただし、非常に厳しい状況で学力テストに向かっている子どもも実際います。平均ということでございますので、結果としては全国よりも高い学年もあり低い学年もあろうかと思っておりますけれども、そういう平均に惑わされることなく一人一人の結果、それに応じて対応をしていくことが重要ではなからうかと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

教育委員会の教育長でございますので、ぜひこの黒潮町の子ども、児童生徒、これを特別な配慮をいただいでですね、やはり元気な子ども、それから明るい子ども、親切的な子ども、こういうところを観点に学力向上も図っていただくようにひとつお願い致します。

それでは次に、第2問の少子化対策について。

1、子どもが増えない問題は何だろうか。結婚できることが大事だが、若者の経済的な支援策や働く場の提供、本人が魅力を感じ意欲がわく条件が必要だと思います。が、現実の状況はどう捉えておりますか。新たな支援策はないのでしょうか。

まず、その状況等を質問致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは山崎議員の、少子化に関する子どもが増えない問題につきましてお答えを致します。

少子化の要因としましては、未婚化、晩婚化の進展及び夫婦の出生力の低下が指摘されており、これらの背景にあるものとして、仕事と子育ての両立できる環境整備の遅れや結婚、出産に関する価値観の変化、経済的不安定の増大などが挙げられております。

高知県が平成27年度に実施しました少子化に関する県民意識調査におきましても、理想とする子どもの数が2.45人であるのに対して現実に持ちたい子どもの人数は2.09人となっており、この数値の差の主な理由として、男性も女性も60パーセント以上が子育てに要する経済的負担を挙げております。

若い世代が結婚の希望をかなえられる環境、安心して妊娠、出産、子育てのできる環境を整えるに当たり、生活の安定、経済的不安の解消を図る必要があり、雇用の創出や所得の向上につながる取り組み、そして子育てに関する経済的負担を軽減するといった支援策も必要であると考えております。

本町と致しましても少子化問題に対応するため、その一因として挙げられる子育てに関する経済的負担を軽減するよう、乳幼児が通院などした場合に要する経費を全額助成する医療費補助事業や、保育所を利用する世代に対し、2子以降の子ども保育料を減免する保育料減免事業、そして3歳児以上の保育料の無償化などを行っております。そのほかにも、国や県、また町独自の事業を展開しつつ、子育て期における切れ目のない支援を進めているところでございます。また未婚化、晩婚化の要因の一つであります適当な相手に巡り合っていないことにより結婚が先送りとなっている現象を改善すべく、本町におきましても出会い創出事業を実施しております。出会い創出事業は幡多群内の他の市町村でも開催され、出会いの機会を提供するとともに、高知県におきましてもイベントの周知やマッチングシステムでの引き合わせなど、結婚の希望をかなえる取り組みを進めているところでございます。

若い世代の結婚の希望がかなえられる環境、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えるため、出会いの場の創出や切れ目のない子育て支援を引き続き進めていく必要があると考えております。現在黒潮町では、黒潮町総合戦略におきまして、少子化対策を含めた将来の人口減少の克服や地方創生を達成するために特に重要な産業、福祉、教育、防災の4つの領域について、それぞれ基本計画を定め総合的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

いろんな面で取り組みをされておるようでございます。

この結婚問題とか子育て、子どもが増えないのは結婚が少ないということもあるかも知れませんが、この結婚とか子育てとか妊娠とか出産とかいう問題があるわけですけど、この観点は、まず我々は個人個人の意思、この決定にあまり介入するべきではない部分がありますので、結婚問題、子育て問題、出産問題とか、なかなか難しいところもありますけれど、今こうして現実に子どもがどんどん少なくなっておる。この状況がどれぐらい続くだろうかということになってくると、大きな社会問題に発展する。それはもう将来の雇用労働問題、それからいろんな何いうかね収益、収益と販売できる企業、店舗とか商工業でも影響が出るし、いろんな方面に問題が波及することがあると思います。我々はこの問題を、今、いろいろな施策打ってますけど、現

実にどれだけ子どもが今後増えていくというぐらいにプラスの目標を立ててやらんとですね、まずはとどめるだけだということになるのか。今後、何年後にはこれを増やしていくと。黒潮町では増えていくというふうにせないかんと思うがですけれど。

そういうような将来展望を見たときの計画、何か5年先、10年先とかありますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

将来展望ということですが、まず、町としましては総合戦略におきまして2060年度6,800人を全体で目指しております。

なかなか徐々に子どもが増えていくという結果が難しい状況ではございますけれども、先ほど言いました子どもの出生に関する意識調査の中で、理想とする子どもの数が2.45人、そして現実が2.09人ということで、希望にまだ達しておりません。こういった原因をしっかりと踏まえましてその施策を打っていき、最低でも子どもを希望する人数をかなえられるような取り組みをしていきたいと思っておりますし、統計特殊出生数というものがございまして、2020年度には1.64にしたいというふうに考えております。

また、2040年には2.07、そして2050年には2.27という形で、徐々に上げていくということで考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

子どもを増やす、人口を増やすということは大きな、我々のこの人間社会をつなげる大きな問題ですので、ぜひですね切れ目のないような長い判断で大きな目標を立てながら頑張っていただきたいと思えます。

次に、2番目に移ります。子どもは昔から子は宝だといわれますが、子どもの誕生にお祝い金を出してはどうかという質問でございます。

国保の方では出産一時金といいますか、祝い金と書いてますが一時金ですね。とは別に、我々、この将来を担う子どもの誕生をどうやったらお祝いできるか。出生祝い金として、条例からそういう制度ができないかということでございます。

できたらですね、子どもが一人増えるとそれこそ交付税も大きく入るわけですので、せめて、今条例の中である祝い金が2万円ですか。こういう金額じゃなしにもっと、20万とかもっと増やせばもっといいわけですが、黒潮町の子どもは宝だというめりはりをつけた制度ができればありがたいなと思えますので、この点をお聞きます。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは山崎議員の一般質問の2、少子化対策についてのカッコ2についてお答え致します。

子どもの誕生による出生祝い金については、現在、黒潮町では国民健康保険の出産育児一時金とは別に、町の一般財源により母子福祉事業を推進し、社会福祉の増進を図ることを目的として、黒潮町出生祝い金の支給に関する規則により支給対象者として本町に住所を有するものが出産した場合、出産した本人またはその新生

児の保護者に対し出生祝い金を支出することとなっております。

出生祝い金の額は、新生児1人につき2万円とするものです。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

当然、今、課長の言われたとおりだと思うがですけど。

私の質問は、その2万円をですね、もうちょっと大々的に金額を上げて、そして子どもの誕生を祝うということが今まで我々も少ないわけですけど、昔なら、子どもができれば近所が集まってお祝いして、子どもを祝い合う。こういうことがありましたけれど、最近は、子どもの数も少ない、お互いが呼ばれることも少なくなった。そういう機会が少なくなっておりますので、子どもに対しては生涯、我々が世話にならないかん。これほど大事な宝に対してどうそのめりはりをつけていくかということで、お祝い金として、今、私言いましたように20万、もしくは30万、50万ということもありますけれど、そういう金額を踏まえて、ちゃんとした子育てをしていただく。

それから、そのご夫婦の方にも、これからの希望は町を挙げてお祝いするがですよということも示してですね、制度化したらどうではないかという質問ですので。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

出生祝い金の支給額のアップの考えはないかということですが、黒潮町では、ここ数年は新生児の数は50人前後で推移をしております。出生祝い金をアップしたからといって、出生数が伸びるとは考えておりません。

また、黒潮町ではですね、町単独事業による在宅子育て支援補助金事業を実施していることから、出生祝い金の支給額のアップは考えておりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

簡単に断ち切られても困るわけですけど。

子どもの命というものを大体、課長、どのようにお考えですか。こればあめでたいことはないろうと。黒潮町1万人以上おって、で、生まれる子が50人。じゃあ、その50人を今までどおり2万円でお祝いして、それですということなのか。それとも今後、この少子化対策として考えてみても、その経済的にも生活的にも、子どもが祝うというお金が利用されれば、素晴らしいことだろうと思いますけれど。

ぜひ検討もしくは考えていく、そういうことができないもんですかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

子どもをどう考えているかということですが、子どもはですね、やっぱり宝だと。やっぱり人口減少も進んでいる中、出生数がどんどん増えればと思います。

金額をアップということですが、先ほども再質問に答弁させていただきましたが、一時金、お祝い金ということですので、当然、出生数がそれで伸びるかといえばですね、なかなか伸びないんじゃないかと考えられますので、今のところアップする考えは持っていません。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

しつこいようですが、人口を増やすという考え方でいきますと、一つの所帯で、ご夫婦で1.8人ぐらいですか、今、で、2.0を超えるような、やっぱり子どもの数にしていけないと人口は伸びていけないわけですね。ぜひですねもっと、じゃあ子どもを増やすにはどうしたらいいか。もっとそういうところの支援をね、考えていないかんと思いますけれど。地域創生なんかの考え方も取り入れてですね、やはりその町の大きな目線、そういうものを変えていかないかんじゃないろうかと思いますが。課長、もうちょっと考えてくれますか。

課長が駄目だったら町長、今のような考え方、どうですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁をさせていただきます。

目標、自分たちが掲げている目標と議員からご指摘いただいております目標というのはですね、恐らく同じところだと思います。強制的に出生数をコントロールするというのではなくて、自分たちが掲げている目標というのは、本来はこのぐらい欲しいんだけどさまざまな要因があつてなかなかそこまでお持ちいただけないという現状があるんでこの乖離（かいり）を埋めましょうという、それが自分たちの基本的な方向性でして。そのために県が行ったアンケートの中では、やっぱり一番は経済的不安、こういうことになっておられます。

今回出生祝い金をですね、というのも一つの姿勢を示すことと同様に、その経済に対する不安も一時的にどのような思いでのご提案ではなかろうかと思いますがけれども。例えば、その金額的なボリューム一つ考えてもですね、一時金として何十万かポンと入るよりも、もしかすると例えば保育料であったりとか、あるいは前回では給食のご提案もございました。あるいはさまざまな子育て環境整備をし、あるいはこれまで進めてきた準要保護の世帯の要件緩和ですね。こういったもの全部ミックスして行って、結果的に、一時金よりもはるかに長期間にわたってある一定の経済的に支援ができる。こういった仕組みはいくらでも考えられるわけですね、どの部分にどういう施策を打つと一番効果的なのかっていうことは、自分たちはある一定見極める責任がございます。

そういった視点で、ずうっと創生についても計画策定段階から人口問題で横串を刺して、さまざまな施策を打ってまいりました。

まだまだ十分ではございませんけれども、一つ関連すると思えるのはですね、子育て世代に対してシームレスにある一定の長期間で支援ができる体制をつくるというのが自分たちの目的にもなっています。これまで繰り返し答弁してまいりましたが、議会からご提示いただきました案件について検討しませんということとはございませんので、しっかりと検討させていただいた上で方向性は出させていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私の端的な視点での話ですので、総合的にぜひ今後考えていくべき一つの観点としてですね考えていただきたいと思います。

続きまして3番ですが、すごいスピードがちょっと早うて時間調整ができませんけれど、頑張ってやりますのでよろしくをお願いします。

入野松原対策についてです。松原再生に向けて現状と今後の対策を問う。

1 番ですが、この松原の現場を通りますと、松原の果たす役割。通りながら松原の果たす役割を考えるとですね、地域の生活環境をはじめ産業や観光にも影響が出るのではないかと考えます。

最近の気象状況の変動、高潮、高波の侵食もマツの生育に影響しているのでは、とも思います。

この現状と、今後どんな松原やどんな景観を目指すのか、町の取りあえずお考えをまずお聞き致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは山崎議員の、松原の現状と目指す景観についてのご質問にお答え致します。

名勝入野松原は、一説によりますと縄文時代から長い時間をかけて現在の姿へと成長し、防風林や防潮林の役割を果たしてまいりました。1707年の宝永地震の際には、12回にわたり押し寄せる津波によって一時は壊滅的な被害を受けたものの、旧入野村の住民たちによりクロマツ6本の植林から始まる防潮林の再生に取り組んできたといわれております。以降も、安政南海地震や太平洋戦争など数々の松原消失の危機を乗り越え、1928年には内務省史跡名勝天然記念物に指定され、1953年には幡多十景に選ばれるなど、生活、文化、観光のシンボルとして、黒潮町にとっては欠かせないものとなっております。

昭和後期からは、松くい虫による被害が広がる中、1989年、平成元年に入野松原保存会が発足し、地域住民主体の組織として活動を続けてきております。また、入野松原保存会の活動を受けて、町では入野松原植栽美化実施要項を策定し、先人が守ってきた大切な心のふるさとを後世に伝え残すために、植栽、維持管理、育林、清掃、点検を関係部署や関係機関と連携し取り組んでいるところでございます。

この入野松原保存会の目的および入野松原植栽美化実施要項の趣旨であります本町の生活、文化、観光の根幹を成す町民にとっては心のふるさとであり、かつシンボルでもある入野松原を、先人の偉業をたたえ、これを守り、育て、後世に伝え残すことが、私たちの目指す入野松原保全の姿であると考えております。

なお、ご質問の気象状況の変動や高波の侵食による影響についてでございますが。昨年度、中村森林管理署、幡多林業事務所、県立森林技術センターにご協力をいただき、入野松原の松林保全に関する現地検討会を開催致しました。その検討会で気象条件と松林管理の関連性について考察したところ、2018年、平成30年は松枯れの被害が特に大きかったが、この年の気象は高温少雨の傾向は見られないため、高温少雨により植物から水分が失われることによって起こる水ストレスが被害を増大させたとは言えない、との回答を受けております。

また、高潮により海水が根元を洗った場合の松枯れへの影響につきましては、多少の影響が心配。また、台風などによる潮風の塩害による松枯れへの影響につきましては、元々潮風に強い植物なので影響は少ないと考えられると、県立森林技術センターからの回答を受けております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

課長から十分な説明というまでもなく、説明がありましたけれど。

この松原、実際面積はどれくらいあるがですかね。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

この入野松原につきましては、国有林、県有林、町有林がございまして、全体では 53 ヘクタール。

その内訳としては、国有林が 38 ヘクタール、県有林が約 2 ヘクタール、町有林が 13 ヘクタールでございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

大方町史の古いのを見てますと、昔の面積では約 37.04 町歩というような書き出しがあったがですけど、もっと広がっちゃうわけでしょうかね。

それで、この松原はやっぱ黒潮町で言うならば美観地区、そういうものに該当するがじゃないろうかと思うほどきれいな松原ですので、今の現状をその松くい虫や、いろいろ手を加えてはおりますけれど、また今年も見るからに寂しそうな色になっておりますので、今後、このまま何らかの手でただけでいいのか。この松原は地元にも大変影響がありますので、農業の面、それから生活の面、いろんな影響が出てくると思います。それから観光面でも、今言う他町村からおいでくださる方、いろんな砂浜美術館のイベント、こういうものにも何らかの影響がものすごく出てくる可能性があります。

私は、ある静岡県三保の松原、これの少しインターネットで取ったがですけど、どこも同じようなことをやっております。中で三保の松原の現状と課題というのがありまして、保全の状況と課題でまず育成環境の悪化、これがあります。おんなじように。それから病虫害の拡散、これもあります。それから倒木の危険性、これも出てくると思います。それから海浜の減少。砂浜の減少ですかね。それから複雑な松林の管理ということで、国、県、市、町、民間に分かれておるので、なかなか管理も難しいというようなことです。それから保全のためのボランティア活動の支援。これはわが町でも、ボランティアで松原を守る会というのがあります。それから催事や習俗の後継者不足、祭り事です。それから地域の文化と伝統の継承というような問題を抱えております。三保の松原は特に世界遺産という絡みがあって予算も投入して、それからこの松原保全活用計画というものを立てて維持していこうと。枯れたところには新しく植林をして、それも植林の際には小学校、中学生に世話になりながら、記念に残るような植林をしていくというようなこともやっておられるようです。

この全体を見据えて、これから心配されるようなことは、あそこはだんだんだんだん松くい虫が広がっていくというようなことがある。それから、伐採すればそれだけマツが減っていきます。これからの長期の計画、活用計画を立てたらいかなものですかということです。

このような活用計画を立てて、将来を見据えていこうということはありませんか。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

それでは私の方から、松原保全の松くい虫に関する観点から、被害防止の観点から質問にお答えします。

まず初めに、この防除、非常に松くい虫は日本全国、北海道を除く地域で発生しておる昔からの病気で、そういう森林病害虫でございまして、昨年の新聞報道でもありましたように本町では非常に多くのマツが昨年度枯れました。

で、現在の状況であります。ふ化する前に薬剤散布を2回、6月ごろおよび7月ごろしております。その後、夏場にかけて被害木を毎木調査を一本一本します。そこで枯れたマツを伐倒命令に基づいて伐採して、薬剤散布して切っておったところが、平成30年度、去年度からはその従来のやり方を改めて場外搬出、バイオマス工場ですべて焼却という格好を取っております。で、30年度は先ほど言いましたように2,100本を超す被害が生じております。同時に、そこで生じたマツに対しては補植という格好で、いろんな県の事業、あるいは森林組合の林業教室、それから松原保存会、そういうような場面を通じて相当多くのマツを、去年だけでも700本以上のマツを植えておりますし、今年度もそういう計画で進めております。

今年度からは検討委員会を設けて、やはり従来のやり方を若干見直しながらさらに、そして樹間注入というところ、いわゆる免疫を付ける、耐性のあるマツを現在植えておまして、そういう胸高直径20センチ以上の毎木、町有林でありますけれども6ゾーンに分けて20センチ以上のマツに一本一本測って、そこを6年間かけて、20センチ以上ですからすべてのマツではありませんが、樹間注入をして免疫を付けて、一定のそういう松くい虫からの被害防止を図るという対応をまいります。

同時に、町有林だけで、既に国有林でやっておりますので、この動きを県有林にも樹間注入という格好で連動した取り組みをしているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

しっかりと努力はされているということですが。

松林は景観から言いますと、今、うちの松林の場合はどうですかね、疎植ですかね。詰み過ぎるがか、空き過ぎるがか。そういう観点はどうです。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではお答え致します。

普通の松原、海岸に生殖するマツは非常に密植でございまして、幼木のときに間伐を施しながら、列状間伐あるいははどりに間伐しながら適正な本数に間引くというのが一般的な管理の仕方です。現在は、うちの場合は胸高直径、非常に若年のマツが国有林に比べて若い、標高でいきますと15メートルにも満たないマツがほとんどでありまして、現在密植状態ではないと思います。

ただし、その中で毎年松くい虫が発生して隙間も空いておまして、非常にその隙間が空いた所にやはりまた下草が生えたりしてですね、そこを適切に管理しないとツタ類あるいはカシ類等が生えてきて、そういう適当な管理を一定の期間、薬剤散布と同時にしていくという別の管理をしていかないと、なかなか松原全体を守れんということになろうかと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

松林であるのか、だんだん大きくして、景観のいいマツですね。それからマツとマツの間が空いて、それから間の草もなくきれいに整地されるような松林にするのか。目指すところがどうなのかがよく分かりませんが、現状では確かに20センチ、こんなもんですからね。

それから、将来を見越すところが妙に見えてこんなという気が致します。

それからもう一点は、今言う侵食の問題ですが、この砂浜侵食は、今回も結構ダークと来ているわけですが、浮鞭の海水浴場からずうっとジワーツと砂がないなってきたております。それから岩場がどんどんどんどん見えてきております。この状況がずうっと今の松林の方まで高波の際に来てるんじゃないかなというような感じが致しますけれど、この侵食はそのままほったらかしか、もう自然現象だからということなのか。そこらはどうですか。

議長 (小松孝年君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

それでは山崎議員の再質問にお答えを致します。

先の台風で、議員おっしゃるように砂浜が侵食をしておりますけれども、この件幡多土木事務所とも少し協議を致しましたが、現在のところは危険な所には立て看板をして、危険だから近寄るなといった表示はしております。

抜本的な解決方法でございますけれども、現在のところはこれといった打つ手はないので、しばらくは自然に任せて経過を見るといったことのような返答でございました。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

なかなか、自然じゃあ気候じゃあ、それから自然に発生する虫じゃあというものは、なかなか目に見えんところで難しものでございます。

次に移りますが、先ほど私が言いよった保全活用計画とか、ここでは管理条例など必要ではないかということですが。

国とか県とかという持ち主がおりますので、町がそこらも踏まえて全体をどう管理していくかというようなことができるということか。でできるのであれば、やるのかやらないかのか。

ここをお願いします。

議長 (小松孝年君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

それでは山崎議員の、松原の管理条例と方向についてのご質問にお答え致します。

入野松原保全の方向につきましては、先の答弁と重複致しますが、入野松原保存会の目的および入野松原植栽美化実施要項の趣旨であります、本町の生活、文化、観光の根幹を成す町民にとっては心のふるさとであり、かつシンボルでもある入野松原を、先人の偉業を讃え、これを守り育て、後世に伝え残すことでお示ししているとおりでございます。

ご質問の趣旨は入野松原の保全対策であると推察致します。保全対策につきましては、先に申し上げました

入野松原保存会活動のほかにも、四万十森林管理署、高知関係部局、幡東森林組合、入野松原近隣区長等で組織しております入野松原保全推進協議会におきまして、入野松原の保全、利活用について専門的知識をご教授いただきながら協議を進めているところでございます。

また、昨年度は中村森林管理署、幡多林業事務所、県立森林技術センターにご協力をいただき、入野松原の松林保全に関する現地検討会を開催し、松枯れの実態や対策に関する考察を行ったところでございます。

今後におきましても、関係機関、専門機関にもご協力をいただき、入野松原の実態に即した効果の高い実効性のある松原保全対策を図ってまいりたいと考えております。

理念につきましては、先ほど申し上げました入野松原植栽美化実施要項に委ね、松枯れに対する具体的な実効性のある対策を今後取っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

長期的観点、それから美的観点、観光的観点、それぞれが網羅されて、どの根拠によってこの町がその松林を守るんだというようなことがより明確になるように。今言う美化実施要項とかいうてありますけれど、もう一方、大きなものに考えていただくようお願い致しまして、この質問は終わります。

4番ですが、防火対策についてでございます。

防火対策は常に気を抜くことなく進むのかということでお伺いします。

各地区の防災対策は万全か。地域から新たな要望状況はどうだろうか。ないですか。

来年度を見据えた課題はあるのかないのか。今後20年先の対策は現在の状況と大いに変わるとは思いますが、機材の老朽化や継続化など、新たな課題に向けて町の方針と意気込みをお聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の防災対策について、各地区の防災対策のご質問にお答え致します。

防災対策につきましては、命を守る避難への要援護者、避難行動要支援者への対策や、命をつなぐ避難後の避難場所、避難所の環境整備等、課題も多くございます。その解消に向け、これからも取り組みを進めていく必要がございます。来年度におきましても、それぞれの対策を一つ一つ積み上げていかなければならないところでございます。

各地区からの要望への対応につきましては、県の補助事業を活用の上、自主防災組織への資機材整備を年次計画に基づき、順次整備を行っているところでございます。すべての地区におきまして一定の資機材の整備が進められております。

現在は、いったん整備された資機材の老朽化の対策や、新たな課題等の解決のため再整備という形になっています。いったん補助事業を受けて整備された地区につきましても、継続的な防災活動がされている場合であれば再整備が可能となっており、この取り組みを継続していくとともに、資機材の使用方法等につきましても購入業者等の協力を得ながら、より具体的な訓練を実施し、地域の防災力の向上を図っていきたいと考えております。

今後も、地区防災計画に基づく防災活動を地区が主体的に進められるようサポートすることと併せまして、行政として対応すべきことに関しましては緊急度、優先度等を勘案の上、対策を進めてまいります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

一定の我々の避難道から避難場所とかいうものが決まってきたわけですけど、まだ個々に各地域のですね防災を預かる各部落の関係者の方、こういう人らの話聞きますと、やはりまだあれが欲しいね、これが欲しいねという希望はかなりあります。それから、現実は今出来上がった所も、狭いねとか、もうちょっとこういう倉庫がもう一つ要るねとかいうような希望もございます。

これからまだ、まだといううちにもう明日来るかも分からん津波対策でございませうけれど、やはり今課長は、徐々にまた聞いて新たにやっていくということでもございましたけれど、ぜひですね今後も地域の要望が出しやす、それから改良していくという意味合いですべてを同等にというわけにはいかんと思っておりますけど、それぞれの地域の特性でここもちょっとこうしてほしいというところがあればですね、継続した取り組みをお願いしたいと思っております。

それから 20 年、これから、この前震災が発生してもう 10 年近くなるわけですけど、あと 20 年に 70 パーセント、75 パーセントというような確率でございませうけれど、20 年といえばもう我々もおりませんし、それから今いるここにいる皆さん方もどれくらいまだ元気でおられるか分かりませんが、この世の中の変化に応じた取り組み、これをぜひ継続してやっていかなければならない。それから今必要な所もひょっとしたら不便だねということも出てくるかも分かりません。それから人口も、平均して高齢化して少子化でというようなことになってくると、今構えてる場所がもっと考えを変えた形で整備しないかんということも出てくるかも分かりません。

それから、何と言いますか春夏秋冬のこの感覚、人間の感覚の違いがですね、やはり避難の訓練するたびに違うがですね、何か。夏場であればこうこれが要る、冬場であればこれが要るという、要望の大きさというものが違ってくるわけですけど。

課長はあれです、今後 20 年の、20 年というのは来てほしくないわけですけど、来るとされる対策ですので、ぜひこれからも耳を傾けて前向きにやっていけるかどうか、そこをちょっとお聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、いつ来るか分からない、また、これから確率も高くなっていく南海トラフ地震の対策というのは本当にこれからも進めていかなくてはなりませんし、今まで以上に加速していかなくてはならない部分はございます。

そうしたところを考えると、来るまでは万全の対策といったことはなかなか見ることはできないとしても、それを目指していくためにこれからもまい進していきたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それから、ちょっと追加ですけど。

この前から大雨洪水の避難の関係でもテレビなんかで見るわけですけど、今言う避難場所の、女性に対す

る考え方、子どもに対する考え方。こういうようなことが、今の避難場所を学校とか体育館とかいうて決めておられると思いますけれど、かなりまだ足りない備品等があるがじゃないろうかと思います。

それから、やっぱり我々男性には分からない女性のやっぱり気遣い、心配というものもあると思いますので、そこらはやはり時あるごとに住民に問い掛けしながら、やっぱりより良い設備を事前に整えるということが大事だと思いますので。

その点はどうですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長

情報防災課長（徳廣誠司君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

おっしゃられるように、避難所の環境等に関してはまだ完全に出来上がっているというふうには思っておりません。あらゆる方が来られて、あらゆる方に対応できるかということ、まだそういう状況になっていないです。特に体育館等、環境としてそこに長時間おられるかどうかとといったところも、これからもまた住民の皆さんの話を聞きながら、どういったものが必要かといったところはくみ上げながら、その対策については考えていきたいというふうには思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

それではカッコの2番に移ります。

同様の考え方ですけど、教育長、学校の防災行動や防災教育についても同様な感じでお聞きします。

先生が変わり、生徒が変わりしても子どもの命が守れるように、この防災に対する方針、それから意気込みをお聞きしたいと思います。

子どもはですね、我々今現実の問題としては、子どもを学校教育で高台へ上げたり逃げる訓練もされておりますが、現実起きたときに学校で起きた場合なんかは、あそこの高台へ逃げた後ですね。今、各地域の避難場所は倉庫構えたり荷物構えたりしておりますけど、学校が逃げようとしている場所は準備はいいのかどうか。

そこも併せてお聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは山崎議員の、学校の防災教育についてのご質問にお答えをしたいと思います。

当町の防災教育は、平成24年3月31日、内閣府中央防災会議から発表された南海トラフ巨大地震による震度分布、津波高の推計値を受けまして、全校に年間10時間以上の防災教育、年6回以上の避難訓練の実施を共通目標として義務化し実施してまいりました。現在もその基準は変わっておりません。しかし、まだこの時点では学習内容や各学年の目標、扱う教育素材などは、高知県教育委員会が作成をした防災教育カリキュラムはありましたけれどもそれらの取り扱いは各校任せであり、そのままでは子どもたちが中学校で一緒になった際に防災に対する学びのレベルが均一化しないという課題以上に、そもそも子どもたちは地震、津波災害からしっかりと自分の命も人の命も守ることができるのかということへの大きな不安があり、黒潮町の防災思想に根差した地震津波防災教育プログラムを定める必要がありました。そこで、平成26年度より、群馬大学大学院教授、現東京大学大学院特任教授の片田敏孝先生に指導を仰ぎながら、平成28年度までの3年間をかけて

黒潮町独自の津波防災教育プログラムを完成をさせたところでございます。併せて、平成 29 年度には、台風大雨洪水土砂災害防災教育プログラムを作成し、現在各校で活用が図られているところでございます。

学校教育の現場には教科以外にもさまざまなまるまる教育があり、防災教育もその一つであります。しかし、どのようなまるまる教育に取り組もうと、先の学力向上に関するご質問の際にもお答えしましたように、すべての取り組み、活動は、子どもたちの学力の向上、生きる力の育成に役立つなければいけません。防災教育は自然災害やあらゆる災害から子どもたち自身が自分の命を守り、他者の命も守ることができる人になることが最も大事な目的であります。それらの先に、自然には災いと恵みの二面性があることを理解し、ふるさとへの愛着と誇り、貢献意識を持って社会や地域を支え人としてより良く生きる力、その力を育成すること、これが特に重要であると考えています。従いまして、先生方には防災教育が防災教育で終わることなく、学校教育全体の向上につなげていただきたいと常にお願いをしているところでございます。

ご指摘のように、教員の異動により防災教育に取り組む熱量に増減が生じるということは事実であります。特定の教員に依存した防災教育では、教員の異動で取り組みが低下、あるいは中止をするということも考えられます。特定の個人に依存せず、各校に定着、継続する仕組みを構築するためには、各校の特性を踏まえた防災教育カリキュラムを自校化、その学校独自の文化とする必要があると考えております。

各校では、地域、保護者と連携した避難訓練や炊き出し訓練、防災参観日、聞き取り学習やアンケートの実施、防災お年寄り訪問など、各校の特性に応じた取り組みを進めていただいております。防災カリキュラムを自校化することで、特定の個人に依存せず、学校の伝統として各校に定着、継続する仕組みがつけられることによって、教員の異動、生徒の入れ替わりにかかわらず充実した防災教育が展開できると思っております。

最後に、子どもたちは親や大人の姿を見て育ちます。学校教育でしっかり子どもたちに防災教育を実施したとしても、家庭や地域に帰ったとき子どもたちへの教えと大人の行動が乖離しては、教育効果は表れません。地域全体で子どもたちの生き抜く力を育む、家庭や地域と連携した防災教育が重要であります。そのためにも、これまで以上に学校と保護者、地域、関係者、関係機関との連携した防災教育、防災活動が求められておりますので、地域の皆さんの一層のご協力をお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

教育長が言葉が優しいというか丁寧なというか、もうちょっと迫力のある答えを聞きたかったわけですが。

私が追加で言いました、今の避難場所に子どもらが上がったときに、そのままいいのかどうかと。どういう今現状であるのか。何にもない、あそこへ上がってもただ座って待つだけということなのか。あそこへ上がったら、保護者の皆さん、あそこへ子どもを上げましたので心配ないですよというのかどうか。

そこらも教えてもらいたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

町内の避難場所を見た場合に、例えば雨が降る日、あるいは今のように冬の寒い時期、あるいは夏の暑い時期に快適に過ごせる、一時避難所というか避難場所ですね。避難場所が当然あるとは、私は思っておりません。しかし、現実問題、子どもたちは常に災害が起きたときに逃げる場所がそこだけとは限りません。これから人

生きていく中で、どの地域で、どのような災害にあって、どのような条件の中で生き延びていかなきゃいけないのか、避難しなくちゃいけないのかと。そういうあらゆる場面があるわけで、常にどちらかといいますと保護された状態の中で避難訓練をしていくことが果たして子どもたちの防災意識や、あるいはその技術を定着させることになるのかということに関しましては、私は少々疑問でございます。非常時でございますので、いろんな過酷な状況が想定をされる。そのときに、どのようにしたら助け合って、自分の命も人の命も守れるかということを常に考えられることが大事だと思っておりますので、逃げた場所が快適に雨風がしのげて寒さ暑さがしのげて過ごせることは確かに理想だとは思いますが、教育的な観点から言うと、場合によっては過酷な条件というのも一定必要なのかなあというふうに思います。

ただし、町民の皆さまにとりましてはそういう、例えば寒さ暑さについては命に直結する問題もありますので、その整備について異論を持つものではございません。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ちょっと視点が、私の質問とちょっと違うように思いますが。

学校におるときに、子どもが、今逃げる訓練をしようわけです。逃げた先で、雨風あります。寒さもあります。そういう状況で、今例えばですよ、佐賀の場合であつたら大和田の裏山へ上がって行って荒神山の上へ上がるというようなことだろうとは思いますが、そういう場所はもう見えちゃうわけですよ、子どもらを連れて上がるというところは。その場所が、もう今言う防災上設備が整っているかどうかということ聞いたわけです。

防災課長もいますけれど、どちらかで答弁してください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

山崎君の再質問にお答え致します。

先ほど来言ってますように、避難場所に関して、完璧にそこで避難して快適に過ごせるかという状況にはまだなっていないです。しかも、避難場所というのは町内に 200 カ所を超える避難場所があるので、そうした避難場所についてすべてそのような環境を整えるということはなかなか困難だというふうに思っています。

ただ、その中でも最低限の施設に関しては、ある一定避難者が多い所をやはり優先的に考えながら整備していく必要はあるかと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

教育長に質問したときにどうも幅広い視点で考えてもらえんような気がしましたので、今のように現状ですよ、現状、子どもたちが上がっていったときにはそのままがいいのかというところ。

ほんで、これは学校側から見て、あそこへ避難させても駄目だねというのか、そこらあたりでじゃあ防災課と連絡取り合って、こういうものをまた設備していかなければ駄目だねということ聞いたかったわけですよ。そういう意味合いで。質問が分かるろうか。

構ったら、教育委員会の観点で。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

現在の避難場所が決して僕は十分だとも思いませんし、不十分だとも思いません。先ほども言いましたように非日常が発生するわけですので、災害時というのは。その中で、与えられた条件の中でしっかり逃げていくということを訓練をするということに関しては、多少の不十分というところをどうやって自分のカバーをして逃げていくのか、助け合っていくのかということに関しては大事だと思っておりますので、逃げる場所として十分かと言われるとそれは十分ではないかもしれませんが、教育上不十分かと言われると、不十分ではないと思いますというお答えになります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

何か、説法問答みたいな格好になっておりますけれど。

できるだけですね、やっぱり十分か不十分じゃ分からんちゅうような状況じゃあいけませんので。少なくとも、学校教育の時間帯にこういう問題が発生したときに子どもを逃がす。逃がした先で2、3日おるのか、子どもらはそこでとどまるのか分からん状況ですので、最低でもこれとこれとこれは必要だねというところをやっぱり見極めてもらいたいと思います。これをお願いしておきますけれど。

これから先、いろんなことがある。で、教育長もこれから長い年月を子どもたちのために視野を広げて、ぜひ素晴らしい指導をお願いしたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 15時 57分